

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R2	97	11_その他	都道府県	徳島県、大阪府、兵庫県、香川県、愛媛県、高知県	総務省	B 地方に対する規制緩和	S32.6.1自乙公発第51号 各都道府県知事、都道府県人事委員会委員長あて自治庁次長通知(地方公務員の給与制度等の改正について) 第1 1(1)ハ及び2(5)	公務員獣医師の給与基準の見直し	公務員獣医師の給与改善に障壁となる基準の見直し。(医療職給料表(二)以外の給料表の適用可否について明らかにすること。)	経済のグローバル化により、人やモノの交流が広域化する中、家畜伝染病の侵入リスクへの対応をはじめ、食品に対する安全性の確保に向けた取組や動物由来感染症への対応など、多様かつ専門的な知識に基づく公務員獣医師の役割や責務が増大している。獣医関係大学の卒業生の進路は、犬、猫等の小動物臨床分野、また、都市圏、畜産地帯に偏在しており、公務員獣医師の希望者が少ない状況の中、特に「地方」においては、増大する重要な業務に必要となる公務員獣医師の確保が困難となっている。自治庁次長通知(「地方公務員の給与制度等の改正について」昭和32年6月1日自乙公発第51号)により、適用する給料表の種類等が定められており、各自治体の状況を踏まえた給与制度を構築する上で障壁となっている。 ・過去10年間の競争倍率 約1.3倍 ※受験者87名中67名に内定 ※67名中14名が内定後に採用辞退	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu-kekka.html
R2	98	07_産業振興	都道府県	徳島県、京都市、堺市、兵庫県、和歌山県、鳥取県、高知県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	職業能力開発促進法施行規則第64条の2	技能検定受験資格の緩和	技能検定の受験に必要な経験年数(1級受験:7年)を緩和するなど、高度な技能を持つ者が、早期に現場でその能力を発揮できるよう、受験資格を緩和する。	ものづくりの現場において、現場の中心となって働くことのできる人材が不足している状況にある。そのなかで、一定程度の技能を有することを証明できる、技能検定1級を直接受験する場合、経験年数が7年間の必要であり、高い技能を有する若手の技能者が受験をすることができず、生産現場で責任ある地位に立つて仕事をすることができない。	—
R2	99	06_環境・衛生	都道府県	徳島県、滋賀県、京都市、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、愛媛県、関西広域連合	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	森林・林業基本法、森林環境保全整備事業実施要綱	シカの防護対策・捕獲対策における標準単価方式の導入	森林環境保全直接支援事業において、シカの防護対策に加え、捕獲対策を追加するとともに、標準単価方式を導入すること。	【現行規定】 現在、「森林環境保全直接支援事業」における植栽事業については、人工造林と付帯施設(獣害防護対策)のみが補助対象であるため、増加するシカの食害を完全に防ぎ切れない状況にあり、捕獲対策は対象外である。 【支障】 近年、森林内におけるシカの生息密度の高まりに伴い、造林木に対する被害が増加しており、防護対策のみでは、防ぎきれない状況となっている。このため、新たな捕獲対策などの費用負担の増加が再造林の意欲減退に繋がっている。そこで、当該事業においてシカの「防護対策」に加え、「捕獲対策」を追加するとともに、事務負担を軽減するため「標準単価方式」を導入されたい。	—
R2	100	02_農業・農地	都道府県	徳島県、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、堺市、兵庫県、和歌山県、鳥取県、愛媛県、高知県、関西広域連合	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	土地改良事業関係補助金交付要綱	土地改良事業関係補助金の交付決定前着手	土地改良事業関係補助金において、交付決定前であっても早期に事業に着手すべき事情がある場合は、この旨を予め届け出るにより事業の着工を可能とすること。	農地整備事業などの土地改良事業関連補助金については、要綱等において「交付決定前着工届」制度が整備されていない。そのため、着工が可能となるのは国の交付決定日以降となる。本県では、早期水稲栽培を中心に営農が展開されており、水田の区画整理等を実施するほ場整備事業においては、工事は稲刈り後の9月から着手し、当該年度内の3月までに完了している。このため、工事着手に向け、年度当初から実施設計や換地業務などを委託発注する必要がある。しかし、例年、国の交付決定日が5月であるため、約1か月間、業務を実施することができず、十分な期間を確保することができない。そこで、農林水産省所管の農山漁村地域整備交付金や農地耕作条件改善事業と同様に、本事業においても「交付決定前着工届」制度を導入されたい。なお、令和元年に、公益上真にやむを得ないと認められる場合は、交付決定前着手が可能となったが、要件が厳しく、上記の支障事例は該当しないため、更なる措置を求めるものである。	—
R2	101	07_産業振興	都道府県	山形県、山形市、鶴岡市、新庄市、村山市、天童市、西川町、大江町、大石田町、最上町、舟形町、大蔵村、高島町、川西町、白鷹町、飯豊町、三川町、遊佐町	経済産業省	B 地方に対する規制緩和	採石法第33条の4	地域環境の保全を考慮した採石法の改正(法第33条の4「岩石採取計画」認可基準の改正)	採石業において、自治体が地域の環境に応じた判断を行い、水資源をはじめとする豊かな地域環境を保全することが出来るよう、採石法の岩石採取計画の認可基準に「水資源・景観・環境の保護等、環境に配慮した項目」を加えるよう、採石法第33条の4を改正すること。(もしくは、採石法第33条の4に規定する認可基準を削除し、都道府県に認可基準を設定する権限を付与(知事が条例等により認可基準を定め、当該基準に従い処分を行うこと)するよう、採石法を改正すること。)	豊富な伏流水が流れる県内市町村において、県内某山麓の水源地域で採石業が行われ、採石業者と湧水への悪影響を懸念する当該町及び地域住民の対立が続いている。採石法は産業振興のために昭和25年に制定された法律で、岩石採取計画の認可は都道府県知事の自治事務となっているが、認可基準は昭和46年の創設当時のままで、水資源をはじめとする環境に配慮する規定が盛り込まれていない。採石業と一般公益との調整を図る公害等調整委員会は、自治体における岩石採取計画の認可判断基準は、採石法の認可基準に規定する事項に限られ、過去の裁定では、自治体が自然環境や景観が損なわれることを理由に不認可とすることは認められないとの判断が示されている。認可事務は自治事務であるにも関わらず、認可基準の範囲内でしか不認可理由を示すことが出来ないため、自治体は地域環境の保全を理由とする不認可処分を行うことが出来ない状況となっている。環境保護への関心が全国的に高まる中で、採石事業も環境に配慮しながら実施することが求められており、自治体が豊かな地域環境を積極的に保全していくためには、採石事業の根本となる採石法の認可基準に「水資源・景観・環境の保護等、環境に配慮した項目」を加えるよう採石法を改正する必要がある。	—
R2	102	07_産業振興	都道府県	福井県	経済産業省	B 地方に対する規制緩和	中小企業経営承継円滑化法施行規則第12条第31項、租税特別措置法第70条の7第9項他	中小企業経営承継円滑化法における都道府県事務の見直し	中小企業経営承継円滑化法における事業承継税制の年次報告を廃止または簡素化すること	中小企業経営承継円滑化法(以下、円滑化法)における法人版事業承継税制では、法人は事業承継税制の認定から5年間、年次報告書を毎年県に提出する必要があり、その報告書を確認する県の事務(ほぼ認定事務と同程度の事務量)は、認定の増加に伴い累増する制度となっている。平成29年度の円滑化法における事業承継税制等の認定事務が国から都道府県に権限移譲された後、平成30年度から認定基準が緩和されたことにより、認定事務が大幅に増加し(本県では拡充前の10年間で8件、基準緩和後の2年間は27件)、認定後に発生する年次報告書の確認事務も大幅に増加している。この事務量の増加により、本来行うべき県独自の中小企業支援業務を十分な体制で行うことが困難となる等の支障を生じることとなった。また、法人側においては、県および税務署の両方において5年間毎年、年次報告書(県)および継続届出書(税務署)を提出する必要があるため、認定後の法人側の事務が煩雑となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
5【経済産業省】 (3) 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平20法33) 事業承継税制に係る都道府県知事による中小企業者の認定(12条1項及び施行令2条)については、中小企業者の利便性の向上及び都道府県の事務負担の軽減を図るため、以下のとおりとする。 ・認定を受けた中小企業者が都道府県知事に対して行う年次報告(施行規則12条1項及び3項)については、報告書の記載例を作成し、令和3年度に実施する都道府県実務担当者向けの研修会(以下この事項において「研修会」という。)において周知する。 ・令和3年度の研修会から、認定申請の審査及び報告内容の確認に当たっての留意点に関するカリキュラムを充実させる。	-	過去に国に対し問合せがあった事業承継税制に係る個別具体的な内容とそれへの回答を整理した質疑応答集を作成し、令和3年4月に都道府県実務担当者に共有した。これにより、事業者に対する回答の統一性を担保するとともに、都道府県担当者の事務負担の軽減を図った。 また、経営承継円滑化法施行規則の改正(2022年9月1日施行)に備えて、都道府県の認定実務担当者が即時に対応できるよう、改正内容(認定にかかる申請書類の一部省略等)に関する都道府県の認定実務担当者向けに研修会を令和4年8月下旬に実施した。	-	中小企業庁事業環境部財務課	

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R2	103	02_農業・農地	都道府県	奈良県	総務省、農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農地法施行規則第29条及び第53条、認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用の取扱いについて(平成16年6月2日付け総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課企画係長事務連絡)、農地法施行規則第五条および第七条の一部改正について(昭和45年10月7日付45農地B第2921農林省農地局長通達)、農地法施行規則の一部を改正する省令の施行について(昭和60年12月9日付け60構改B第1685農林水産事務次官通知)	認定電気通信事業者による農地転用に必要とされる都道府県知事等に対する調整を不要とすること	認定電気通信事業者による中継施設等の敷地に供するための農地転用に必要とされる都道府県知事等に対する調整について、一定規模以下の調整については、調整不要とする等の運用の見直しを求める。	認定電気通信事業者による携帯電話の基地局(中継施設)設置に伴う農地転用については、「中継施設等の設置に係る用地取得前に、その事業計画書について都道府県農地担当部長に説明を行い、中継施設等の設置と土地利用事業等農業関係公共事業及び農作業等農業上の土地利用との調整を図ること。」(認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用の取扱いについて(平成16年6月2日総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課企画係長事務連絡))とされている。しかし、中継施設設置のための農地転用は、毎年30～50件程度あり、その多くは農地のごく一部を転用するのみで農業への影響は小さい。ところが、現状では規模等にかかわらず、文書による調整を事業者に求めている。事業者は県との調整に当たって事業計画書や図面等の添付書類を準備する必要があり、県としても事業計画の精査等の事務のみならず、必要書類が不足する場合は事業者への補正指示や、農業委員会との調整にも時間を要しており、事業者に回答するまで提出書類一式が揃ってから、大体2週間程度かかっており、事業者と行政双方にとって負担となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html
R2	104	11_その他	指定都市	京都市	総務省	B 地方に対する規制緩和	公職選挙法第22条、第29条 公職選挙法施行令第29条第1項	新旧住所地における選挙人名簿更新に係るルールの制定	選挙人名簿の管理に係る事務負担を軽減するとともに、選挙制度の根幹を揺るがす二重投票が発生しないよう、選挙時登録の際の新旧住所地間における選挙人名簿更新時のルール(新旧所在地が選挙人名簿に登録したことを通知する「選挙人名簿登録通知」の制度化)を求める。	選挙人名簿の登録は、登録基準日において、引き続き3箇月以上、当該自治体の住民基本台帳に登録されている者について行われるが、名簿登録後、当該自治体を転出した場合には、新住所地への転入届提出までの期間の猶予等を考慮し、転出後4箇月を経過した後に選挙人名簿から抹消される。このため、1人の選挙人が旧住所地及び新住所地のそれぞれの自治体の選挙人名簿に二重に登録されている期間が存在する。選挙時において、1人の選挙人が新旧それぞれの住所地で投票(二重投票)をされないよう選挙人名簿を適正に管理するため、新住所地での登録の有無を確認する必要があるが、①転入者が登録したことを旧住所地へ通知する自治体もあれば、②転出者の登録の有無を新住所地へ照会する自治体もあり、各自治体の判断によって対応は様々である。このように選挙人名簿の管理に関し、ルールが定まっていないことで、例えば、選挙人が、①の旧住所地への通知のみを行い転出者の登録の有無を新住所地に照会していない自治体から、②の新住所地への登録の照会のみを行い旧住所地に転入者の登録通知をしていない自治体に転入した場合には、名簿登録に関する確認が全く行われないケースも発生している。	—
R2	105	11_その他	指定都市	京都市	財務省、文部科学省	B 地方に対する規制緩和	財政法43条	補正予算による国庫補助金に係る繰越・翌債事務手続きの簡略化	補正予算等による国庫補助金において、次年度に差し掛かる事業の採択等により、当該年度中に事業が完了しない場合は、繰越事務の簡略化を認めていただきたい。	文部科学省において、補正による予算措置が定例化しており、学校施設環境改善交付金における大規模改造事業や防災機能強化事業など、次年度に予定しているもので前倒し可能な事業の申請を募る形態が慣例化しているが、次年度に差し掛かる事業も含めて採択対象としていることから(当該年度未契約事業(未契約繰越事業)も可能)、繰越・翌債事務が発生することになる。そのため、広く次年度事業も含め採択対象とされているにも関わらず、個々の事例毎に、補正予算を理由としない繰越理由書を財務省に提出する必要がある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html
R2	106	03_医療・福祉	都道府県	岩手県、宮古市、久慈市、一関市、宮城県、秋田県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	医療提供体制推進事業費補助金交付要綱	医療提供体制推進事業費補助金(統合補助金)の早期交付決定	医療提供体制推進事業費補助金(統合補助金)の早期交付決定	例年、交付決定の時期が年度末付近となり、県や事業者の事務手続きに係るスケジュールが厳しいことから、交付決定の時期を早めていただきたい。 【交付決定状況】 R元 R2.3.10 H30 H31.1.9 H29 H30.2.1 H28 H29.3.6 H27 H28.2.3 H26 H27.1.7	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html
R2	107	03_医療・福祉	都道府県	岩手県、宮古市、久慈市、一関市、洋野町、宮城県、秋田県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	医療施設等設備整備費補助金交付要綱	医療施設等設備整備費補助金の早期交付決定	医療施設等設備整備費補助金の早期交付決定	例年、交付決定の時期が年度末付近となり、県や事業者の事務手続きに係るスケジュールが厳しいことから、交付決定の時期を早めていただきたい。 【交付決定状況】 R元 R2.3.10 H30 H31.3.14 H29 H29.12.6 H28 H29.1.26 H27 H27.10.26 H26 H26.10.7	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html
R2	108	11_その他	一般市	佐野市	総務省	B 地方に対する規制緩和	住民基本台帳法(昭和42年法律第81号) 住民基本台帳事務処理要領	世帯分離届の申請に係る認定基準の明確化	世帯について、定義や確認方法について明示すること。	住民基本台帳事務処理要領によると、「世帯」は、「居住と生計をともにする社会生活上の単位」とされており、同じ家屋(住所)に住んでいても、事実上生計を別にしていれば分離することも可能であるとされている。しかし、生計が異なるとして世帯分離を申請した場合、市町村により事実確認の有無・方法、受理の取扱に差異が生じている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
5【総務省(4)】【農林水産省(7)】 農地法(昭27法229) 認定電気通信事業者(電気通信事業法(昭59法86)120条1項)の設置する中継施設のうち、土地改良事業や周辺農地における農業等への支障が生じるおそれがないと農地転用許可権者が判断するものについては、農地転用許可権者と認定電気通信事業者とが行う農業上の土地利用との調整が不要である旨を、地方公共団体等に通知する。 [措置済み(令和2年11月13日付け総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課事務連絡、令和2年11月13日付け農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課事務連絡)]	—	認定電気通信事業者(電気通信事業法(昭59法86)120条1項)の設置する中継施設のうち、土地改良事業や周辺農地における農業等への支障が生じるおそれがないと農地転用許可権者が判断するものについては、農地転用許可権者と認定電気通信事業者とが行う農業上の土地利用との調整が不要である旨を、地方公共団体等に通知した。	【総務省】認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用の取扱いについて(令和2年11月13日付け総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課事務連絡) 【農林水産省】認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用の取扱いについて(令和2年11月13日付け農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_103	総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課 農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
5【厚生労働省】 (39)医療施設等設備整備費補助金、医療提供体制推進事業費補助金、臨床研修費等補助金(歯科医師)及び医療施設運営費等補助金 医療施設等設備整備費補助金等については、都道府県の円滑な事務の執行に資するよう、令和3年度から可能な限り標準処理期間内に交付決定を行う。	—	新型コロナウイルス感染症の対応による医療機関の繁忙等の事情を勘案し申請を待たざるを得ず、結果として標準処理期間内の交付決定を行うことはできなかったものの、可能な限り早期の交付決定に努め、令和4年2月16日に交付決定を行った。	【厚生労働省】令和3年度医療提供体制推進事業費補助金交付決定通知書(厚生労働省発医政)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_106	厚生労働省医政局医療経理室
5【厚生労働省】 (39)医療施設等設備整備費補助金、医療提供体制推進事業費補助金、臨床研修費等補助金(歯科医師)及び医療施設運営費等補助金 医療施設等設備整備費補助金等については、都道府県の円滑な事務の執行に資するよう、令和3年度から可能な限り標準処理期間内に交付決定を行う。	—	新型コロナウイルス感染症の対応による医療機関の繁忙等の事情を勘案し申請を待たざるを得ず、結果として標準処理期間内の交付決定を行うことはできなかったものの、可能な限り早期の交付決定に努め、令和4年1月14日に交付決定を行った。	【厚生労働省】令和3年度医療施設等設備整備費補助金交付決定通知書(厚生労働省発医政)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_107	厚生労働省医政局医療経理室
5【総務省】 (7)住民基本台帳法(昭42法81) 市町村長(特別区の長を含む。)が、世帯に関する事項をはじめ住民票の記載事項(7条)につき、必要があると認めるときに行う調査(34条2項)については、令和3年度に実施する地方公共団体向けの研修会等において、その運用に当たったの留意事項を周知する。	—	令和3年5月～6月、市区町村の事務担当者向けに開催する令和3年度住民基本台帳事務説明会において、住民基本台帳法第34条の規定による調査の運用における留意事項について周知を図った。 ※市区町村長が調査の必要があると認める理由について特別な制限はなく、また調査の際に提示を求める文書にも特別な制限はないが、趣旨を逸脱し住民への不当な権利侵害とならないよう留意する必要があること等について周知。	—	—	総務省自治行政局住民制度課

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R2	109	11_その他	一般市	佐野市、野洲市	総務省	B 地方に対する規制緩和	個人番号カード利用環境整備費補助金交付要綱第7条第1項、第2項	個人番号カード利用環境整備費補助金申請における押印の省略	個人番号カード利用環境整備費補助金申請について、公印の押印を省略できることとする。併せて、書面の提出を不要とし、データ提出のみとすること。	当該補助金申請手続では、タイトなスケジュールの中、提出書類の準備をしており、その内の様式第一号の申請書においては、公印の押印が必要とされている。公印の押印には所定の手続が伴うとともに、個人番号カードに係る申請者が一定程度増加しつつある中、これに係る事務量も増加しつつあり、少なからず事務負担となっている。昨今の情勢に鑑み、今後も在宅勤務やサテライトオフィスでの勤務等を励行していくに当たり、職員が事務所に出勤して直接手続きを行わなければならない事務が少しでも見直されていくことで、更なるテレワークの推進につながると思われる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html
R2	110	03_医療・福祉	都道府県	岡山県、中国地方知事会	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	獣医師法第22条(第6号様式)	獣医師法に基づく届出をオンライン化すること	現在、獣医師法第22条に基づく届出は、書面で行っている。その届出を原則オンライン化することを求める。また、届出内容(獣医師の分布、就業状況、異動状況等)をデータベース化することで、獣医師確保など、データの有効活用につなげる。	獣医師法第22条に基づき、獣医師は、2年ごとの報告年に、氏名、住所及びその他省令で定める事項について、都道府県を経由し、農林水産大臣へ届出する義務がある。(令和2年5月現在、県内獣医師574名)この都道府県経由に膨大な事務が生じている。特に負担がかかっている業務は、届出書(第6号様式)について①提出書類の回収・整理②内容の確認、届出概況表等への入力である。具体的な業務量としては、①回収業務(到着順に連番を付け)20時間、②取りまとめ(不備がないか内容の確認、届出概況表等への入力、書類ダブルチェック)92時間、③報告(3枚複写の管理、国への報告)5時間となっている。また、届出に関する全体のスケジュールとしては、毎年12月31日現在の状況を、県1月31日締め、国2月28日締めとなっている。以上のことより、医師法、歯科医師法、薬剤師法の届出についてオンライン化を検討していることと同様に、獣医師法における届出についてもオンライン化することを求めるものである。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html
R2	111	04_雇用・労働	町	砥部町、松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、西条市、大洲市、四国中央市、東温市、上島町、久万高原町、松前町、内子町、伊方町、松野町、愛南町	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	地方公務員災害補償法第2条第1項、地方公務員災害補償法施行令第1条	非常勤職員の労災申請に係る事務手続の簡素化	労災申請をする者が、地方公共団体の非常勤職員である場合、地方公務員災害補償法の対象でないことを証明するため、通常の申請書類に加えて、報告書と多くの疎明資料を提出しなければならない。事務の簡素化のため、報告書の廃止や、添付書類の再考をお願いしたい。	労災申請をする者が、地方公共団体の非常勤職員である場合、地方公務員災害補償法の対象でないことを証明する報告書に加え、賃金台帳や出勤簿、採用通知書等、多くの疎明資料の提出を求められる。雇用してから12か月を超えていない、常勤職員より勤務時間が短いといった点において、地方公務員災害補償法の対象でないことが明らかな事案においても、全ての疎明資料を提出しなければならない、事務の負担も大きい。不要な書類の提出を求めることは、個人情報保護の観点からも望ましくないとと思われる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html
R2	112	03_医療・福祉	町	砥部町、今治市、宇和島市、八幡浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、東温市、上島町、久万高原町、松前町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	健康増進法第17条、第19条の2、健康増進事業実施要領、感染症予防事業費等国庫負担(補助)金交付要綱	健康増進法に基づく健康増進事業にかかる補助金の対象年齢の拡充	健康増進法に基づく健康増進事業について、対象年齢を拡充し、感染症予防事業費等国庫負担(補助)金の交付対象を拡充すること。	【制度改正の経緯】健康増進法に基づき、食生活改善を中心とした集団健康教室などの健康増進事業を実施している。当該事業は、基本的に40～64歳の住民を対象としているが、当該年齢層の住民は日中、就労しているため、参加が見込めない。一方、高齢化や健康意識の高まりにより、参加を希望する者の年齢層が変化している。 【制度改正の必要性】当該事業については、対象年齢以外の住民からの参加希望が多くなっているが、対象年齢以外の者の参加には国庫補助が適用されないため、町独自の予算を確保し、事業を実施している。しかし、健康増進は老若男女を問わず行うことが大切であり、若い頃からの正しい生活習慣により、将来の生活習慣病を予防することができるため、事業の対象年齢を拡充していただきたい。また、事業の対象年齢拡充に伴い、国庫補助を拡充していただきたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka-vosan.html
R2	113	03_医療・福祉	町	砥部町、松山市、宇和島市、八幡浜市、大洲市、松前町、内子町、伊方町、松野町、愛南町	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	国民健康保険法、国民健康保険法施行令、国民健康保険法施行規則、「市町村が行う国民健康保険の70歳から74歳までの被保険者の高額療養費の支給申請の手続の簡素化等について」(平成28年12月20日付保国発1220第1号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知)	国民健康保険における高額療養費申請手続の簡素化に係る年齢制限の撤廃	国民健康保険における高額療養費申請手続の簡素化に係る年齢制限の撤廃	国民健康保険の高額療養費の申請については、該当する世帯の世帯主に対し申請の勧奨通知を送付し、医療費の領収書を添付したうえで申請してもらっている。これに対し、後期高齢者医療制度では初回申請のみで以降高額療養費の該当があれば、継続支給されている。平成28年度の提案により、70歳から74歳までの被保険者の高額療養費については市町村の判断で簡素化してよいとされたが、国民健康保険の加入者は圧倒的に70歳未満の加入者が多く、人口比にすると75%程度にものぼる。また、70歳以上の被保険者のみの世帯だけを簡素化の対象とした場合、70歳未満の被保険者がいる世帯と事務処理を分ける必要が生じ、事務が煩雑になってしまう。これらについては各月の申請が必要となり、申請者側市町村側双方の事務負担が問題となっている(月間175件程度 1件あたり発生する窓口対応時間約5分程度)。また、有職者に対し高額療養費の支給対象となる都度申請を求めることは、申請者に対し負担を強いるものとなっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html
R2	114	11_その他	一般市	大府市	総務省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	地方税法施行規則第十条(別表(二)第十七号の二様式、地方税法第三百七条の三の三、地方税法施行規則第二条の三の六)	住民の利便性向上のための市町村と日本年金機構との年金受給者口座情報の共有	地方税法施行規則を改正し、年金支払報告書の様式に口座情報に関する項目を設けることで、市町村が日本年金機構等より口座情報の提供を受けることが可能となるよう制度を改正する。また、併せて扶養親族等申告書の様式に口座振込に係る同意欄を設ける。	年金受給対象者に係る住民税の特別徴収のうち、4・6・8月の仮徴収分において還付金が発生した場合、市町村において本人へ通知のうえ還付を行っている。還付を行うにあたり必要な口座情報について市町村で把握していないため、対象者へ通知と合わせて口座振込依頼書を送り返信を求めているが、対象者の記載誤りによる振込エラーが多発する等、事務が煩雑になっている。また、対象者からも「年金は口座振込なのになぜ口座が分からないのか」といった問い合わせも多い。還付の通知発送直後は市民からの電話問い合わせが殺到し、事務に支障が出ることもある。これは全ての市町村に共通事項である。	—

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
5【総務省】 (16)個人番号カード利用環境整備費補助金及びマイナポイント事業費補助金 個人番号カード利用環境整備費補助金及びマイナポイント事業費補助金に係る交付申請書等については、押印を不要とした上で、電子的な手段による提出を可能とするよう、「個人番号カード利用環境整備費補助金交付要綱(令元総務省)及び「マイナポイント事業費補助金交付要綱(令2総務省)を改正する。 [措置済み(令和2年8月3日付け総務大臣通知、令和2年8月5日付け総務省自治行政局マイナポイント施策推進室事務連絡、令和2年8月11日付け総務省自治行政局マイナポイント施策推進室事務連絡)]	—	個人番号カード利用環境整備費補助金及びマイナポイント事業費補助金については申請等における押印を不要とした上で、電子的な手段による送付を可能とするため、要綱を改正した。	【総務省】個人番号カード利用環境整備費補助金交付要綱について(令和2年8月3日付け総務大臣通知) 【総務省】マイナポイント事業費補助金交付要綱について(令和2年8月3日付け総務大臣通知) 【総務省】マイナポイント事業費補助金の交付申請及び変更承認申請等について(令和2年8月5日付け総務省自治行政局マイナポイント施策推進室事務連絡) 【総務省】個人番号カード利用環境整備費補助金の実績報告(8月事業完了団体)について(令和2年8月11日付け総務省自治行政局マイナポイント施策推進室事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_109	総務省自治行政局地域政策課マイナポイント施策推進室
5【農林水産省】 (2)獣医師法(昭24法186) 獣医師法に基づく届出(22条)については、以下のとおりとする。 ・令和4年度の届出からオンライン化する。 ・獣医師の情報の都道府県による利活用を図るための方策について検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令3> 5【農林水産省】 (1)獣医師法(昭24法186) 獣医師法に基づく届出(22条)については、令和4年度からオンライン化することとしているが、オンラインによる届出の場合の都道府県經由事務の在り方について、獣医師の情報の都道府県による適切な利活用及び都道府県の事務負担の軽減を図る観点から検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 <令4> 5【農林水産省】 (1)獣医師法(昭24法186) 獣医師法に基づく届出(22条)については、獣医師の情報の都道府県による利活用を図るため、省令を改正し、意向等の調査において都道府県から利活用の要望があった獣医師の業務経験等の項目を届出の様式(施行規則13条2項の第6号様式)に追加する。 [措置済み(獣医師法施行規則の一部を改正する省令(令和4年農林水産省令第58号))]	獣医師の情報の都道府県による利活用を図るため、省令を改正し、獣医師法に基づく届出様式(施行規則第13条第2項第6号様式)に獣医師の業務経験等の項目を追加した。なお、令和3年対応方針記載のオンライン届出の場合の都道府県經由事務の在り方については検討中。	【農林水産省】獣医師法施行規則の一部を改正する省令(令和4年農林水産省令第58号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_110	農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課
5【厚生労働省】 (4)労働者災害補償保険法(昭22法50) 地方公共団体の非常勤職員が保険給付(7条1項)を請求する場合に、請求者が法の適用を受ける労働者であるか否かを都道府県労働局等が確認するために提出を求めている出勤簿などの書類については、当該確認に必要な最小限のものとし、その旨を令和2年度中に開催予定の全国会議等を通じて都道府県労働局等に周知する。	—	全国の労働局幹部が参集する全国労災補償課長会議において、本件提案の経緯及び改善について説明し、労災保険給付の決定に必要な資料の収集を行わないよう、口頭で指示した。 また、労災保険給付の事務処理について「調査に当たっては、保険給付の決定のために真に必要な調査を行うことを基本とし、決定に必要な資料の収集を行わないこと、必要な資料の不足が生じないようにすることなど過不足のないよう調査を行うこと」を文書にて通達した。	【厚生労働省】令和2年度労災補償課長会議(令和3年2月19日) 【厚生労働省】労災補償業務の運営に当たって留意すべき事項について(令和3年2月22日付け厚生労働省大臣官房審議官(労災、建設・自動車運送分野担当)通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_111	厚生労働省労働基準局補償課
—	—	—	—	—	—
5【厚生労働省】 (20)国民健康保険法(昭33法192) (iii)国民健康保険の高額療養費(57条の2)の支給申請については、被保険者及び市区町村の負担を軽減する観点から、令和2年度中に省令を改正し、市区町村の判断により手続を簡素化することを可能とする。	—	令和3年3月17日に国民健康保険法施行規則を改正・施行し、市区町村の判断により手続を簡素化することを可能とした。	【厚生労働省】国民健康保険法施行規則の一部を改正する省令(令和3年3月17日厚生労働省令第49号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_113	厚生労働省保険局国民健康保険課
—	—	—	—	—	—

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R2	115	03_医療・福祉	都道府県	山梨県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	各種補助金交付要綱	申請書等における申請先大臣個人名の省略による事務処理軽減	申請書や報告書の宛名が「厚生労働大臣〇〇〇〇殿」となっている様式について、一般的に「厚生労働大臣殿」と変更することを求める。	補助金交付要綱の中には、申請書や報告書の様式の宛名が「厚生労働大臣〇〇〇〇殿」と規定されており、申請者は大臣名を記入しなければならず、未記載・誤記が多く発生している。その都度、申請者に補正を求めており、申請者への負担や申請書の確認を行う職員の仕事負担が生じている。 【具体事例】 ・高齢者医療制度円滑運営事業費補助金(システム改修分) ・高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金 ・国民健康保険組合 出産育児一時金等補助金 ・国民健康保険組合出産育児一時金等補助金(国保組合高額医療費共同事業分) ・国民健康保険組合特定健康診査・保健指導国庫補助金 ・国民健康保険団体連合会等補助金(一般会計分) ・国民健康保険団体連合会等補助金(震災分) ・特定健康診査・保健指導国庫負担(補助)金 ・後期高齢者医療災害臨時特例補助金(一般会計)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html
R2	116	03_医療・福祉	中核市	松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、四国中央市、東温市、久万高原町、松前町、内子町、松野町、愛南町	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	保育体制強化事業実施要綱、保育対策総合支援事業費補助金交付要綱	保育体制強化事業の前年同月比較要件の見直し	保育体制強化事業の保育支援者を配置した月における保育士等の数の前年同月比較要件を撤廃し、単に「前年同月における保育士以外の数(保育支援者を含まない)」が「同数以上」の場合は補助対象とする等、補助要件を緩和する。	少人数の保育士で保育事業を行っている保育所等で離職者が出た場合、残った保育士の負担軽減の意図をもって新たに保育支援者を雇用する意思があったとしても、新たな保育士を雇い入れない限りは、「前年同月における保育士の数」が「同数以上」とならないため、補助要件には該当せず本補助制度を活用できない。地方では新たな保育士の確保が困難な状況が続いており、保育士数が減り、在職している保育士の負担が増大している施設ではなおさらである。 また、このような施設では、補助制度の活用が出来ず、規模も小さいことから、自主財源での保育支援者の雇い入れも進まず、更に保育士の離職が進むような悪循環に陥る可能性もある。当市においても、当該制度を活用して保育支援者を雇用することを検討したものの、保育士数が前年より減少していたことから、補助金を活用できなかった事例があり、さらに、保育士の確保が困難であることから、利用定員の縮小を検討している事例もあるなど支障が生じている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka-yosan.html
R2	117	09_土木・建築	町	ときがわ町	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	災害関連地域防災がけ崩れ対策事業実施要領4、6	「災害関連地域防災がけ崩れ対策事業」について、都道府県を経由しない直接補助を可能とすること	「災害関連地域防災がけ崩れ対策事業」は、市町村が実施主体となり、都道府県による間接補助の形式をとっているが、都道府県によっては事業を採択していない場合があることから、都道府県を経由しない市町村への直接補助を可能としたい。	令和元年10月の台風19号(激甚災害)により、急傾斜地の法面下の人家が、がけ崩れの恐れがあり危険な状況となった。本町では、この土地が、がけ地の崩壊等が発生している箇所であり、地域防災上重要で復旧整備を重点的に推進する必要がある箇所であったことから、「災害関連地域防災がけ崩れ対策事業」の活用が必要であると考え、県に相談したが、県では事業採択していないとの回答であった。 本町としては、国の補助事業を活用し、対策工事をしたい意向である。他県では事業実施されている例も見られるところ、県の方針によって、当該事業を活用できる市町村と活用できない市町村が存在するのは不平等であると考え。 また、本事業は、都道府県の補助率が2分の1である場合には、当該都道府県の補助に要する費用の全額を国が補助する仕組みとなっており、都道府県を経由させなくても補助額に影響はない。さらに、仮に今後、別の事案で県が当該事業を採択することになったとしても、市町村からの要望を受けて、県において補助要綱等の整備や予算計上等の手続が必要となり、迅速に当該事業の補助を受けることができないのではないかと危惧している。 以上のことより、現行の都道府県の事業採択が必要な間接補助に加えて、市町村への直接補助を可能にすることを提案するものである。 なお県は、公共性の高い大規模ながけ崩れに対して、市町村から負担金を取ったうえで県の事業として実施するという方針をとっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html
R2	118	11_その他	一般市	志布志市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	国民年金法第86条、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第20条、国民年金事務費交付金等交付要綱	国民年金等事務費交付金の算定事務簡略化	「国民年金等事務費交付金の算定事務簡略化」交付金算定項目の「協力・連携に係る経費」の「算定額」積算において、「相談件数」が必要となるが、毎月年金機構に報告している「可搬型照会用窓口装置」の処理件数や年金事務所が作成している「国民年金事業状況統計表」の処理件数等によるものにするなど、算定事務の簡略化を求める。	相談件数の把握について、根拠を提示できる書類の添付を求められており、相談を記録する事務が大きな負担となっている。 具体的には、九州厚生局からは「相談件数は交付金に反映しますので、『正の字』でいいので、記録を付けてください。」と説明があるが、交付金申請時に根拠となる資料の作成が求められており、実態としては、日々の処理事務を「来訪相談」、「電話相談」、「文書相談」に分けた上で、「法定事務」、「協力・連携事務」に区分し、記録する必要がある。その記録を作成するため、本庁・支所のそれぞれの担当者に毎日30分程度の事務が生じている。(3庁舎×0.5時間×244日=366時間の事務負担) なお、その記録は、交付金申請でしか使用しないものである。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html
R2	119	11_その他	市区長会	特別区長会	内閣官房、総務省	B 地方に対する規制緩和	住民基本台帳法第22条から第27条、住民基本台帳法施行令第11条、住民基本台帳法施行規則第52条、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条	住民基本台帳法上の届出を電子申請可能とすること	転入届を始めとする住民基本台帳法上の届出について、電子申請を可能にするための法整備を行う。	「情報通信技術の活用による行政手続に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」(デジタル手続法・令和元年法律第16号)の一部の施行により、個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結するための取組(デジタルファースト)が求められている。 一方、「転入届・転出届・転居届」等の住民基本台帳法上の届出を行う場合、法令上は届出の際に窓口来庁を要する旨が記載されており、市区町村に届出本人または代理人が来庁して手続を行うこととされている。 しかしながら、電子化の進展により、住所変更等の手続きは電子申請が技術的には可能であるにもかかわらず窓口への来庁を求めることによって、市区町村窓口の慢性的な混雑を生じさせており、申請者の利便性及び業務の効率化の双方の面で支障が生じている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html
R2	120	11_その他	市区長会	特別区長会	総務省、法務省	B 地方に対する規制緩和	出入国管理及び難民認定法第19条の6、第19条の7、第19条の8、第19条の9	「住所(住民基本台帳法)の届出」と「住居地(入管法)の届出」の定義を同一とすること	在留カードまたは特別永住者証明書(以下「在留カード等」という。)を所持する外国人について、「住所(住民基本台帳法)の届出」と「住居地(入管法)の届出」の定義を同一とする旨の法整備を行う。	在留カード等を所持する外国人が住民基本台帳上の住所変更届(転入・転居)を行う際に、在留カードを市区町村窓口を持参した場合は、住居地の届出(入管法の届出)を同時に行ったものとみなしている(みなし住居地届出)。 しかし、在留カード等を持参しない場合や、一時滞在地等住民基本台帳法上の住所の要件を満たさない場所を住居地とする届出を行う場合は、別途「住居地届出書」を徴した上で、在留カード等への住居地の裏書処理及び法務省情報連携端末への住居地データ入力が必要となる。 法務省情報連携端末は基本的に自治体あたり1台の貸与であり、近年は外国人研修生等による一時滞在の住居地のみ届出の件数が増加しているため、住居地データ入力の作業が滞り、市区町村および地方出入国在留管理局の業務に支障が生じている。 また、在留カード等に記載された入管法上の住居地が住基法上の住所と異なっている場合でも、住民基本台帳に登録されていない者が住民登録されているとの誤解を生む元にもなっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
5【厚生労働省】 (45) 補助金等の申請等に関する事務 補助金等の申請等に関する様式については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、令和2年度中を目途に大臣等の個人名の記載を不要とする。	—	交付要綱において定めている大臣個人名を記載する様式については、令和3年度予算の執行にかかる交付要綱から、個人名を記載しない様式に改正等を行った。	【厚生労働省】国民健康保険団体連合会等の国庫補助について(令和3年4月1日付け厚生労働事務次官通知) 【厚生労働省】国民健康保険特定健康診査・保健指導費の国庫負担の一部改正について(令和3年4月20日付け厚生労働事務次官通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_115	厚生労働省保険局国民健康保険課、医療介護連携政策課医療費適正化対策推進室、大臣官房会計課
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
5【厚生労働省】 (42) 国民年金等事務取扱交付金 国民年金等事務取扱交付金のうち、協力・連携事務に係る交付金の交付申請については、算定事務の負担軽減に資する取組事例を収集し、市区町村に通知する。 [措置済み(令和2年11月27日付け厚生労働省年金局事業管理課長事務連絡)]	—	国民年金事務取扱交付金のうち、協力・連携事務に係る交付金の交付申請について、相談件数を効率的に把握する取組に係る事例を整理し、各地方厚生(支)局に対し管内市町村に周知するよう通知し、同年12月2日までに各地方厚生(支)局が市区町村に通知した。	【厚生労働省】国民年金等事務費交付金における協力・連携の相談業務に係る交付申請における算定事務の負担軽減に資する市町村の取組例について(令和2年11月27日付け厚生労働省年金局事業管理課長事務連絡) 【厚生労働省】国民年金等事務費交付金における協力・連携の相談業務に係る交付申請における算定事務の負担軽減に資する市町村の取組例について(令和2年12月1日付け九州厚生局年金調整課長事務連絡) ※地方厚生(支)局から市区町村への通知例	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_118	厚生労働省年金局事業管理課
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R2	121	11_その他	村	泰阜村、長野県、大町市、長和町、原村、天龍村、豊丘村、筑北村、山ノ内町、飯綱町	総務省、法務省	B 地方に対する規制緩和	地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第2条	郵便局において取り扱わせることが可能な事務の要件緩和	郵便局において、下記の事務を取り扱わせることを可能とすること。 ①住民異動届 ②印鑑登録事務 ③地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第2条において、交付の請求の受付、引き渡しが可能とされている各種証明書等の交付決定 ④同条において、交付について～に「記載され、又は記録され」ている者に対するものに限る。」とされているものの代理請求の受付	令和元年の8月より支所の窓口業務をすべて管内の郵便局に委託した。その業務の中で住民異動届(転入届・転出届・転居届等)及び印鑑登録の申請があった場合、郵便局員では処理ができない。また、公的証明書の交付の意思決定や代理請求(委任状による請求)も郵便局員では対応できないため、現在は自治体職員1名を郵便局内に常駐させて対応している。今後、行政経費削減のため、やむを得ず職員を引き揚げるようになった場合、住民異動届等が提出された際にはその都度本庁から職員が当該郵便局まで出向く必要があり、その間(約8km車で15分)待っていたら、申請者に本庁まで行ってもらうなければならない。本庁までの公共交通機関がないため、高齢者や運転免許証がない人には、大きな負担となり、住民サービスの低下に繋がるおそれがある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu-kekka.html
R2	122	03_医療・福祉	中核市	福井市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準、児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準	放課後等デイサービスにおける適正な報酬単位の設定	放課後等デイサービスにおけるサービス提供時間等に合わせた質の向上に資する報酬単位の設定	放課後等デイサービスは、支援が必要な障がい児に対する発達支援を行う事業である。障がい児が事業所に到着して間もなく保護者が迎えに来て帰宅したというケースや、本人が事業所への入室を拒み玄関先で保護者の迎えを待っていたケースなど、個別支援計画に沿った長時間の支援を提供するには適さない児童による短時間(30分未満)の利用が、複数の事業所で確認されている。障がい福祉サービスの不正受給が全国的にも問題となる中、サービスの質を高めて「障がい児の学童保育」を充実させることが求められている。しかし、現行の報酬単価の算定においては、利用時間は考慮されない。事業者が、短時間(30分未満)のサービス提供を行った場合でも、長時間の場合と同様に報酬が算定される(1回あたりで算定される。)。また、平成30年度の報酬見直しにおいて、1日のサービス提供時間が短い事業所に対し「短時間報酬」が設けられたが、そもそも長時間のサービス提供を行う児童もいるため長時間営業している事業所には適応されない。制度の趣旨にそぐわない極端な短時間のサービス提供では、個別支援計画に定める質の高いサービスが提供されない恐れがある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu-kekka.html
R2	123	03_医療・福祉	市区長会	特別区長会、大村市	厚生労働省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	障害者に対する有料道路通行料金の割引措置について(平成15年11月6日付け発1106002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)、有料道路における障害者割引措置実施要領(平成15年7月30日付け東日本高速道路株式会社等策定)	有料道路における障害者割引制度の是正	有料道路における障害者割引制度の是正	JRなど他の公共交通機関では、あらかじめ「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄に障害の区分が記載された身体障害者手帳等の提示によって運賃割引制度等を利用することが可能であるが、有料道路については、障害者が福祉事務所窓口まで申請に行くことを求められ、障害者にとって大きな負担が生じている。当該業務は法令上の根拠なく行っているものであり、また、福祉事務所等における業務負担の増加とともに、窓口の混雑にもつながっている。また、福祉事務所等で有料道路の割引制度の手続を行う際、障がい者自身の体調等によってはその手続に大きな負担があるという訴えがある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>5【総務省】 (9) 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律(平13法120) (i) 以下に掲げる地方公共団体の事務については、地方公共団体が指定する郵便局において取り扱わせることができる事務(2条)に追加する。 ①転出届(住民基本台帳法(昭42法81)24条)の受付及び転出証明書(住民基本台帳法施行令(昭42政令292)23条1項)の引渡し ②印鑑登録の廃止申請(印鑑登録証明事務処理要領(昭49自治省行政局振興課長)第5の1)の受付 ③署名用電子証明書の発行の申請(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平14法153)3条1項)の受付及び当該申請に係る署名用電子証明書の提供(同条7項)並びに署名用電子証明書の失効を求める旨の申請(同法9条1項)の受付 ④利用者証明用電子証明書の発行の申請(同法22条1項)の受付及び当該申請に係る利用者証明用電子証明書の提供(同条7項)並びに利用者証明用電子証明書の失効を求める旨の申請(同法28条1項)の受付 (ii) 上記①及び②並びに納税証明書の交付の請求の受付等(2条2号から5号)の事務については、代理人による届出の受付等の取扱いを可能とし、その旨を、上記①及び②については地方公共団体が指定する郵便局において取り扱わせることができる事務(2条)の追加に係る見直しに合わせて、納税証明書の交付の請求の受付等の事務については令和2年度中に、それぞれ地方公共団体に通知する。 (関係府省:法務省) (iii) 市区町村の職員による対面の本人確認等が必要な窓口業務について、行政手続のデジタル化の観点や郵便局を活用した住民サービスの在り方に関する検討等を踏まえつつ、郵便局におけるワンストップサービスに資する運用を検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>5【法務省】 (6) 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律(平13法120) 代理人による戸籍謄本等の交付の請求の受付等(2条1号)については、郵便局における取扱いを可能とし、その旨を地方公共団体に令和2年度中に通知する。 (関係府省:総務省)</p>	—	<p>【総務省】 (ii) 現行の地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律に基づき、郵便局において取り扱わせることのできる地方公共団体の事務について、本人の代理人による証明書等の交付請求については、地方公共団体の判断でこれを郵便局に取り扱わせることができるものとするを各都道府県総務部長及び各指定都市総務局長に通知した。 (iii) 関係部署において郵便局を活用した住民サービスの在り方に関する検討を進めている。</p> <p>【法務省】 代理人による戸籍謄本等の交付の請求の受付等(2条1号)については、郵便局における取扱いを可能とし、その旨を地方公共団体に通知した。</p>	<p>【総務省】地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律の運用について(通知)(令和3年3月15日付け総務省自治行政局行政経営支援室長通知) 【法務省】地方公共団体の戸籍事務の郵便局における取扱いについて(通達)(令和3年3月17日付け法務省民事局長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_121</p>	<p>総務省自治行政局行政経営支援室 法務省民事局民事第一課</p>
<p>5【厚生労働省】 (5) 児童福祉法(昭22法164) (iv) 放課後等デイサービス(6条の2の2第4項)において利用者別のサービス提供時間等に合わせた基本報酬単価を設定することについては、障害児への適切な支援を推進する観点から検討し、令和3年度の障害福祉サービス等報酬改定に向けて結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令3> 5【厚生労働省】 (2) 児童福祉法(昭22法164) (iii) 放課後等デイサービス(6条の2の2第4項)の提供時間が30分以下のものについては、障害児への適切な支援を評価するため、令和3年度障害福祉サービス等報酬改定により、告示を改正し、放課後等デイサービス計画に基づきサービス提供時間が30分以下の放課後等デイサービスが必要であると市町村が認めた場合に基本報酬を算定することとする。 [措置済み(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示(令和3年厚生労働省告示第87号))]</p>	<p>短時間の支援と長時間の支援のどちらを高く評価すべきかは一律に判断することができないことから、原則として、30分以下のサービス提供については報酬の対象としないこととした。</p>	<p>【厚生労働省】障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示(令和3年3月23日厚生労働省告示第87号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_122</p>	<p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課障害児・発達障害者支援室</p>
<p>5【厚生労働省(48)】【国土交通省(17)】 障害者に対する有料道路通行料金の割引措置に関する証明事務 障害者に対する有料道路通行料金の割引措置に関する証明事務については、申請者の利便性の向上及び市区町村の事務負担の軽減を図る観点から、有料道路事業者との協議の上、以下のとおりとする。 ・更新申請手続における提出書類の簡素化について検討し、令和3年夏までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・ICTの活用等による申請手続の効率化について、市区町村の意見や行政サービス等におけるデジタル化の状況を踏まえつつ検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令3> 5【国土交通省】 (22) 障害者に対する有料道路通行料金の割引措置に関する証明事務 障害者に対する有料道路通行料金の割引措置に関する証明事務については、有料道路事業者と協議の上、前回の申請から登録内容に変更がない場合にETCカードの提示を不要とするなど、更新申請手続等を簡素化し、市区町村に通知する。 [措置済み(令和3年10月18日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)] (関係府省:厚生労働省)</p>	<p>障害者に対する有料道路通行料金の割引措置に関する証明事務について前回の申請から登録内容に変更がない場合にETCカードの提示を不要とするなど、更新申請手続等を簡素化し、市区町村に通知を行った。なお、ICTの活用等による申請手続の効率化については引き続き検討を行い、令和3年度中に結論を得る。</p>	<p>【厚生労働省】「障害者に対する有料道路通行料金の割引措置について」の一部改正について(令和3年10月18日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知) 【厚生労働省】有料道路における障害者割引措置実施要領(令和3年9月30日改正)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_123</p>	<p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課 国土交通省道路局高速道路課</p>

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R2	124	03.医療・福祉	町	三宅町	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	健康保険法施行規則第38条、通知「配偶者からの暴力を受けた被扶養者の取扱い等について(厚生労働省保険局保険課長発保保発第0205001号、厚生労働省保険局保険課長発保保発第0205003号、厚生労働省保険局国民健康保険課長発保保発第0227001号)」	配偶者からの暴力を受けた被扶養者の取扱い等に係る適用範囲の拡大	「配偶者からの暴力を受けた被扶養者の取扱い等について(厚生労働省保険局保険課長発保保発第0205001号、厚生労働省保険局保険課長発保保発第0205003号、厚生労働省保険局国民健康保険課長発保保発第0227001号)」の取扱い等に係る適用範囲を配偶者からのDVだけではなく、配偶者以外のDV被害者にも拡大してほしい。	父からDVを受けていることを理由に、他市町村から転入を伴う避難をしたいと本人(軽度の知的障害を保持)から相談があった。転出先を父に秘密にしたいと警察へDVの相談をし、DVの支援措置の証明書の発行も受けていた。本人の医療保険については、父の被扶養者として社会保険に加入していたが、本人は父から被保険者証を受け取っていなかったため、被保険者証を用いて医療機関を受診することはできなかった。また、被保険者証をもらったとしても、医療費通知などから居住地の発覚を恐れたため、自費で医療機関を受診していた。そして、本町においては、本人の国民健康保険への加入手続きを進めようとしていたが、父から被扶養者としての社会保険の資格喪失手続きがされていないことから、本人の国民健康保険の資格取得手続きをすることができなかった。そのため、本人の資格喪失手続きを健康保険組合に相談したが、配偶者でないことから、健康保険組合において資格喪失手続きを進めることはできない旨の回答があり、父からの資格喪失手続きがされていない状況のため、国民健康保険を用いての医療機関受診もできない状況にあった。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu-kekka.html
R2	125	05.教育・文化	町	東吾妻町	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第三条第二項	へき地における複式学級に係る基準の緩和	二の学年の児童で編制する学級の児童の数が十六人を八人に緩和すること。	① 本町のへき地小学校の児童数は減少を続け、1つの学年で1つの学級を維持するのが厳しい状況であり、複式学級が2学級生じていること。 ② 児童数の減少による複式学級の存在は、地区保護者が校区から町の中心部へ転出する要因になるなど、へき地小学校区の過疎化にさらに繋がること。 ③ ②によって、へき地小学校校区は住民の高齢化に一層拍車がかかり、地区にある小学校の存続が危ぶまれること。 ④ 平成27年4月から町内5つの中学校を1つに統合したところであるが、地域コミュニティにおける小学校の存在は地域内活力に果たす役割が非常に大きく、また、広い町域を考えた時に、小学校の統合は児童のスクールバス通学への負担(特に低学年)が相当心配されること。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu-kekka-yosan.html
R2	126	03.医療・福祉	施行時特例市	茨木市	法務省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	行旅病人及行旅死亡人取扱法、墓地、埋葬等に関する法律、生活保護法、民法	身寄りのない方の遺留金の取扱い方法の明確化	身寄りのない方の遺留金の取扱いについて、自治体が根拠のない歳入歳出外現金を保管することがない制度の整備。	【経緯】 身寄りのない方が死亡した場合の葬祭に関して、死亡者の理火葬を行うものがない又は判明しない時、行旅病人及行旅死亡人取扱法及び墓地、埋葬等に関する法律又は生活保護法の葬祭扶助に基づき、各自治体が理火葬を行う。費用は、第一義的には故人の遺留金を充て、不足時は地方自治体が負担することになるが、葬祭後の遺留金処理について、残余が生じる場合、生活保護上では相続財産管理人の選任を請求し、引き渡さなければならないとされている。生活保護法以外に明確な規定はないため、民法の規定に基づき、相続人のあることが明らかでない場合、相続財産管理人の選任を経て、最終的に国庫に帰属することとなる。 しかし、遺留金が申立て手続きに必要な経費に満たない場合には、申立てを行うことが困難であるほか、相続人がいる場合でも遺留金の受け取りを拒否することもあり、結果として、自治体では地方自治法上望ましくない事務処理が行われている。また、その他にも関連した課題がある。 【支障事例】 遺留金取扱について、大阪市(H24.10、H26.10)、会計検査院(H26.3)、指定都市市長会(H29.7)、衆議院予算委員会(H30.2.8)、総務省行政評価局(R2.3)等で、厚生労働省・法務省に対して、要請、指摘、質疑、調査報告されているが、いまだ法整備されていないため、自治体においては歳入歳出外現金として保管せざるを得ない状況。 公営住宅内の遺品取扱について、国土交通省が対応指針を示し、相続人が明らかでない場合に相続財産管理人選任前でも、残置物の移動等ができる。民間住宅内の遺品は、残置物の移動等について相続人等の了解が必要で、相続財産管理人を選任せず、相続人以外の者が許可なく、整理・処分してしまうと不法行為となる。自治体が警察から遺体とともに遺品を預かる場合があるが、行旅死亡人以外の根拠がなく、遺品を最終的に処分するまで自治体で保管しなければならない。 遺留金が少額であった場合、相続財産管理人の選任申立費用を賄えず、相続財産管理人の選任申立が実質できない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>5【厚生労働省】 (3)健康保険法(大11法70)及び国民健康保険法(昭33法192) 被保険者等から暴力等を受けた被扶養者については、公的機関が発行する暴力等を理由として保護した旨の証明書を付して当該被扶養者が保険者へ申し出た場合に、保険者が健康保険の被扶養者から外すことを可能とし、その旨を保険者及び地方公共団体に令和2年度中を目途に通知する。</p>	—	<p>被保険者等から暴力等を受けた被扶養者については、公的機関が発行する暴力等を理由として保護した旨の証明書を付して当該被扶養者が保険者へ申し出た場合に、保険者が健康保険の被扶養者から外すことが可能である旨の事務連絡を令和3年3月末に厚生労働省から被用者保険者及び地方公共団体に発出した。 また、国民健康保険組合の組合員等から暴力等を受けた者に係る組合員の世帯に属する者の認定の取扱いについても、同様の事務連絡を令和3年5月末から6月上旬に厚生労働省から国民健康保険組合及び地方公共団体に発出した。</p>	<p>【厚生労働省】被保険者等からの暴力等を受けた被扶養者の取扱い等について(令和3年3月29日付け厚生労働省保険局保険課長通知) 【厚生労働省】被保険者等からの暴力等を受けた被扶養者の取扱い等について(令和3年3月29日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課事務連絡) 【厚生労働省】被保険者等からの暴力等を受けた被扶養者の取扱い等について(令和3年3月29日付け厚生労働省老健局高齢者支援課、厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課事務連絡) 【厚生労働省】被保険者等からの暴力等を受けた被扶養者の取扱い等について(令和3年3月30日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡) 【厚生労働省】健康保険制度における被保険者等からの暴力等を受けた被扶養者の取扱い等について(令和3年3月29日付け厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡) 【厚生労働省】被保険者等からの暴力等を受けた被扶養者の取扱い等について(令和3年3月29日付け内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課事務連絡) 【厚生労働省】組合員等からの暴力等を受けた者の取扱い等について(令和3年5月31日付け厚生労働省保険局国民健康保険課長通知) 【厚生労働省】国民健康保険組合の組合員等からの暴力等を受けた者の取扱い等に係る通知の発出について(令和3年5月31日付け厚生労働省保険局保険課事務連絡) 【厚生労働省】組合員等からの暴力等を受けた者の取扱い等について(令和3年6月1日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課事務連絡) 【厚生労働省】組合員等からの暴力等を受けた者の取扱い等について(令和3年6月1日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室事務連絡) 【厚生労働省】組合員等からの暴力等を受けた者の取扱い等について(令和3年6月1日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室長事務連絡) 【内閣府】組合員等からの暴力等を受けた者の取扱い等について(令和3年6月3日付け内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課事務連絡) 【厚生労働省】組合員等からの暴力等を受けた者の取扱い等について(令和3年6月7日付け厚生労働省老健局高齢者支援課及び厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課事務連絡) 【厚生労働省】国民健康保険組合の組合員等からの暴力等を受けた者の取扱い等に係る通知の発出について(令和3年6月9日付け厚生労働省保険局保険課長及び厚生労働省年金局事業管理課長事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu-tsuchi.html#r2_124</p>	厚生労働省保険局保険課、国民健康保険課
—	—	—	—	—	—
<p>5【法務省(1)】【厚生労働省(1)】 民法(明29法89)、行旅病人及行旅死亡人取扱法(明32法93)、墓地、埋葬等に関する法律(昭23法48)及び生活保護法(昭25法144) 市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)が保管する遺留金銭等の取扱いについては、以下の措置を講ずる。 ・省令を改正し、葬祭扶助(生活保護法18条)を行った場合であって、遺留金銭等を保護費に充当し、なお残余を生じたときには、相続財産管理制度だけでなく弁済供託制度についても活用可能とする。 [措置済み(生活保護法施行規則の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第198号))] ・市町村が、相続財産管理制度(民法952条)又は弁済供託制度(民法494条)を活用して遺留金銭等を処理するための必要な手続等について整理した手引を作成し、地方公共団体に令和2年度中に通知する。</p>	—	<p>葬祭扶助(生活保護法18条)を行った場合であって、遺留金銭等を保護費に充当し、なお残余を生じたときには、相続財産管理制度だけでなく弁済供託制度についても活用可能となるよう生活保護法施行規則を改正し、令和2年12月9日に公布及び施行した。 また、「身寄りのない方が亡くなられた場合の遺留金等の取扱いの手引について」(厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課・社会・援護局保護課連名事務連絡)を発出し、市町村が、相続財産管理制度又は弁済供託制度を活用して遺留金銭等を処理するための必要な手続等について明確化した。</p>	<p>【厚生労働省】生活保護法施行規則の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第198号) 【厚生労働省】「身寄りのない方が亡くなられた場合の遺留金等の取扱いの手引について」(令和3年3月31日付け厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課・社会・援護局保護課連名事務連絡) 【厚生労働省・法務省】身寄りのない方が亡くなられた場合の遺留金等の取扱いの手引(令和3年3月)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu-tsuchi.html#r2_126</p>	法務省民事局 厚生労働省社会・援護局保護課、医薬・生活衛生局生活衛生課

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R2	127	03_医療・福祉	施行時特例市	茨木市	金融庁、厚生労働省、農林水産省	B 地方に対する規制緩和	行旅病人及行旅死亡人取扱法、墓地、埋葬等に関する法律、生活保護法、民法	身寄りのない方の遺留金のうち、預金の取扱い方法の明確化	身寄りのない方の銀行等(ゆうちょ銀行除く)に預けられている遺留金について、葬祭費用に活用が図ることができる制度の整備。	【経緯】 身寄りのない方が死亡した場合の葬祭に関して、死亡者の埋火葬を行うものがない又は判明しない時、行旅病人及行旅死亡人取扱法及び墓地、埋葬等に関する法律又は生活保護法の葬祭扶助に基づき、各自治体が埋火葬を行う。費用は、第一義的には故人の遺留金を充て、不足時は地方自治体が負担することになるが、葬祭後の遺留金処理について、残余が生じる場合、生活保護上では相続財産管理人の選任を請求し、引き渡さなければならないとされている。生活保護法以外に明確な規定はないため、民法の規定に基づき、相続人のあることが明らかでない場合、相続財産管理人の選任を経て、最終的に国庫に帰属することとなる。 しかし、遺留金が申立て手続きに必要な経費に満たない場合には、申立てを行うことが困難であるほか、相続人がいる場合でも遺留金の受け取りを拒否することもあり、結果として、自治体では地方自治法上望ましくない事務処理が行われている。また、その他にも関連した課題がある。 【支障事例】 故人口座に預けられている遺留金について、相続財産管理人以外の者は、その貯金に関する権利を行使することはできないが、ゆうちょ銀行については、「行旅死亡人等の郵便貯金の払戻しについて」(昭和29年4月1日 郵1業第304号 郵政省貯金居長通達)により取扱いが可能である。一方、銀行等においては同様の取扱いがないことから、故人口座に預けられている遺留金の活用が図られていない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html
R2	128	03_医療・福祉	施行時特例市	茨木市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第8条、「補装具費支給事務取扱指針について」(平成30年3月23日付け障発0323第31号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)	障害者総合支援法における補装具費代理受領の法定化	介護給付費等と同様に都道府県等が指定した事業者に対して補装具費の代理受領が可能となるよう障害者総合支援法に規定した上で、同法第8条に基づき、不正を行った補装具業者からの不正利得の直接徴収を可能とする。	障害福祉サービスについては、例えば介護給付費について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下、「障害者総合支援法」という)第29条第4項により、障害者に代わって都道府県等が予め指定した事業者への支払いが規定されており、同条第5項により、事業者への支払いは当該障害者への支給とみなすとされているところ、補装具費については、同様の規定が無く、代理受領について平成30年3月23日付の厚生労働省通知「補装具費支給事務取扱指針」に規定があるのみである。そのため、代理受領を行った補装具業者が不正に補装具費を受給した場合に、障害者総合支援法第8条に基づき不正を行った補装具業者から不正利得を直接徴収することができない(第8条に基づく不正利得の徴収は、補装具費の支給を受けた障害者本人からの徴収を規定しているため)。厚生労働省通知では、補装具費の代理受領について、各自治体は事業者と契約を交わすこととされており、不正受給への対策も契約によって行うべきとされていると思われるが、補装具業者数は多く、個々の契約のみで事務の適正を確保することには限界がある。(当市の補装具費の支給実績(令和元年度):障害者支給件数:408件、障害児支給件数:142件)	—
R2	129	09_土木・建築	都道府県	京都府、京都市、大阪府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	社会資本整備総合交付金交付要綱	社会資本整備総合交付金制度に係るシステムの入力情報の有効活用	社会資本整備総合交付金システム(SCMS)に入力された情報を有効活用(CSV形式等でのエクスポート機能の追加等)することで、国が行う照会の回数及び事項の見直し(削減)を求める。	社会資本整備総合交付金に係る整備計画書の提出、交付申請、事業報告、事後評価等の一連の業務については、国・地方自治体間で、入力、提出、審査等を電子化、共有化を図れるよう、平成30年度から社会資本整備総合交付金システム(以下、「SCMS」)が導入されたところ。 一方、国の事業課からは、概算要望(6月)、執行額調査(9月)、変更要望調査(10月)、執行額調査(12月)、変更要望調査(1月)の照会時に、SCMSに入力済みで、国において確認できる交付決定額や最終事業費等(約45項目)の回答が依然として求められている。照会の度に、各地方公共団体においてSCMSの数値を確認し、エクセル様式へ転記し回答する作業では、多大な労力を要している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html
R2	130	02_農業・農地	一般市	安城市	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農地法第3条第2項第5号	公共事業協力者に対する農地法第3条第2項第5号の下限面積要件の見直し	公共事業により買収された農地の対償として、当該農地と同等面積の農地を取得する場合には、農地法第3条第2項第5号の下限面積要件を満たさずとも、農地取得要件を得られることを可能としてほしい。	農地の権利を取得する場合には、農地法第3条に基づく農業委員会の許可が必要であるが、農地法第3条第2項第5号において、権利取得後の農地面積の合計が50アール(北海道では2ヘクタール)に達しない場合は許可することができないこととされている。 当市では、約19アールの農地を有する耕作者から、道路の拡幅用地として約2アールの農地を買収した際、その対償として同等面積の農地を求められたが、下限面積要件が支障となり、当該兼業農家は代替農地を取得することができず、用地買収の隘路となった事例がある。 この耕作者は、代替農地を取得することによって、元々有していた面積と同等面積の農地を取得するにすぎないが、現行制度では取得出来ないこととなっている。 政令第2条第3項第2号では、農業委員会のあっせんに基づく農地の交換により権利を取得する場合には下限面積要件が不要とされているが、これと同様に、公共事業用地の対償として農地を取得する場合も、下限面積要件を不要としてほしい。 なお、下限面積要件については、農業委員会が別段の面積を定めた場合はその面積とすることが可能とされているが、別段の面積に係る省令の基準では、遊休農地が相当程度存在しなければ10アール未満に設定できないことなどが規定されており、公共事業用地の対償として農地を取得するケースにおいて活用できる制度とはなっていない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html
R2	131	09_土木・建築	都道府県	長野県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	森林法第10条の15第4項第4号、第41条第1項及び第3項、地すべり等防止法第2条第4項、農林畜水産業関係補助金等交付規則、林業関係事業補助金等交付要綱、国有林補助治山事業実施要領	治山事業における複数年契約制度の導入	近年、山地災害が激甚化、多様化しており、大規模な山腹・溪間工事や地すべり防止工事が増加しているが、このような大規模工事は単年度での復旧は困難であり、複数年にわたることが多いことから、治山事業における複数年契約を可能とすること。	現状の制度では、治山事業は単年度事業とされているため、 ①単年で施工できる規模に工事箇所(内容)を分割発注せざるを得ず、毎年、入札事務が発生している(特に最近、技術者不足等により入札不調が多く、施工確保が困難となっている。) ②工事箇所(内容)を分割発注することにより、諸経費がかさむ。 ③資機材を現場まで運搬するための索道等の仮設工事においては、年度末に一旦撤去し、翌年度改めて設置しなければならない、時間と経費を要している。 ④地すべりの状況調査を民間委託しているが、年度当初には予算が執行できないことから、地すべりが発生しやすい年度変わりの融雪期(3月・4月)に継続した調査を行うことができない。 ⑤最近では、週休二日制の導入による工期の確保が困難となっている。 など、治山事業の実施に支障をきたしている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
5【金融庁(1)】【厚生労働省(2)】【農林水産省(1)】 行旅病人及行旅死亡人取扱法(明32法93)及び墓地、埋葬等に関する法律(昭23法48)市町村長(特別区の長を含む。)が行う火葬等に要した費用を遺留金銭等により充当する事務(墓地、埋葬等に関する法律9条2項及び行旅病人及行旅死亡人取扱法11条から15条)については、預貯金も遺留金銭に含まれることを明確化し、地方公共団体及び各金融機関に令和2年度中に通知する。	—	預貯金も遺留金銭に含まれることを明確化した事務連絡を、令和3年3月31日に厚生労働省・農林水産省・金融庁から発出した。	【金融庁】身寄りのない方の遺留金のうち、預貯金の取扱方法の明確化について(令和3年3月31日付け金融庁監督局銀行第一課事務連絡、令和3年3月31日付け金融庁監督局銀行第二課事務連絡、令和3年3月31日付け金融庁監督局銀行第二課協同組織金融室事務連絡)【厚生労働省】亡くなられた身寄りのない方の預貯金の取扱方法の明確化について(令和3年3月31日付け厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課、社会・援護局保護課連名事務連絡)【農林水産省】亡くなられた身寄りのない方の預貯金の取扱方法の明確化について(周知)(令和3年3月31日付け農林水産省経営局金融調整課事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_127	金融庁監督局銀行第一課、銀行第二課、銀行第二課協同組織金融室 厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課、社会・援護局保護課 農林水産省経営局金融調整課
—	—	—	—	—	—
5【国土交通省】 (15)社会資本整備総合交付金 (i)社会資本整備総合交付金の申請等については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、以下の措置を講ずる。 ・執行額調査等の照会について、令和3年度から、記載内容を簡素化するとともに、当該システムのエクスポート機能の活用等により運用の改善を図る。	—	<記載内容の簡素化・運用の改善> 令和3年度以降に行う調査において、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、例えば調査様式の項目の重複を省く等、記載の簡素化等を実施した。 <システム改修> システムのエクスポート機能を活用しやすくなるため、令和3年4月にシステムを改修した。	—	—	国土交通省大臣官房社会資本整備総合交付金等総合調整室
5【農林水産省】 (7)農地法(昭27法229) (v)公共事業により買収された農地等の代替として同等の面積の農地等の権利取得をすることについては、下限面積要件(3条2項5号)を満たさない場合であっても取得が可能となるよう、市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)が農用地利用集積計画(農業経営基盤強化促進法(昭55法65)18条)を作成・公告することができることを、地方公共団体に令和2年度中に通知する。 あわせて、当該権利取得が可能となるよう、農業委員会が地域の実情を踏まえ、市町村内で下限面積を設定することができることを、地方公共団体に令和2年度中に周知する。	—	【前段】公共事業により買収された農地等の代替として同等の面積の農地等の権利取得をすることについては、下限面積要件を満たさない場合であっても取得が可能となるよう、市町村が農用地利用集積計画を作成・公告することができることを通知した。 【後段】農地等の代替として同等の面積の農地等の権利取得が可能となるよう、農業委員会が地域の実情を踏まえ、市町村内で下限面積を設定することができることを農林水産省HPにて周知した。	【農林水産省】公共事業により買収された農地等の代替としての同等の面積の農地等の権利取得について(令和2年12月21日付け農林水産省経営局農地政策課長通知) 農林水産省HP (https://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/wakariyasu.html)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_130	農林水産省経営局農地政策課
5【農林水産省】 (6)森林法(昭26法249) 治山事業(10条の15第4項4号)については、国庫債務負担行為(財政法(昭22法34)15条)により複数年にわたる契約を締結した過去の事例と併せて、国庫債務負担行為の活用について、令和2年度中に都道府県に通知する。	—	治山事業について、国庫債務負担行為により複数年契約を締結した過去の事例と併せて国庫債務負担行為の活用について通知した。	【農林水産省】国庫債務負担行為等を活用した治山事業の円滑な実施について(令和3年3月19日付け林野庁森林整備部治山課長事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_131	林野庁森林整備部治山課

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R2	132	02_農業・農地	都道府県	長野県、宮城県、千葉県、山梨県、岐阜県、静岡県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	家畜伝染病予防法第6条	家畜伝染病に係るワクチン接種を家畜防疫員以外の民間獣医師でも実施可能とすること	家畜伝染病予防法(以下「法」という)第6条に規定される特定疾病又は監視伝染病の発生を予防するための家畜の注射、薬浴又は投薬(以下「ワクチン接種」という。)について、家畜防疫員以外の民間獣医師による実施を可能とすること。	平成30年9月に国内で26年ぶりに豚熱が発生したことを受け、令和元年10月に「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」(以下、「防疫指針」という。)が改正され、豚熱の感染リスクが高い地域への法第6条の第1項による予防的ワクチンの接種が始まった。本県においても、令和元年10月の初回接種以降、毎月約8千頭にワクチン接種を実施している。 この豚熱のワクチン接種については、同法の規定により、都道府県の職員で獣医師である家畜防疫員が実施することとされている。また、ワクチン接種の対象家畜は、防疫指針において、接種区域内で飼養されている全ての豚等とされ、繁殖豚等は6か月間隔で、肥育豚(肉豚)等は子豚期に1回接種することとされており各農場で定期的に接種が必要となる。また、ワクチン接種による免疫効果を各農場で6か月毎に30頭以上を抽出採血し判定することが規定されている。 こうした豚熱のワクチン接種は、長期的かつ継続的な取組が求められており、本県では家畜保健衛生所職員の新たな業務として負担が増大し、他の家畜衛生業務に支障を来している。そのため本県では、民間獣医師を職員として臨時的に任用し、家畜防疫員に任命して対応しているが、それだけでは人員の確保が困難であるとともに、当該職員の報酬については全額県が負担しなければならないとなっている。昨今では、アフリカ豚熱の国内流入への懸念が高まっているところ。それらの疾病に家畜防疫員が適切に対処できる体制を維持するためにも、豚熱等のワクチン接種について家畜防疫員以外の民間獣医師による実施を可能とする必要性は高い。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu-kekka.html
R2	133	02_農業・農地	都道府県	長野県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農地法施行令第4条第1項第2号イ、農地法の運用について(農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知)第2の1のイの(イ)のcの(a)及び(e)	農業の担い手が自身の住宅を建設する場合の特例の導入	地域の農業の担い手である認定農業者及び認定新規就農者(法人の場合はその役員を含む)が建設する自身の住宅については、農地法施行令第4条第1項第2号イの農業用施設に該当することとして取り扱うこと。	農業後継者が自ら所有する農地のうちから、必ずしも農地として条件がいいとはいえない農地において、自らの住宅の建設を計画したが、第一種農地であったため、建設できなかった。 農業後継者が転用が可能ない土地を有していない場合は、住宅に加えて住宅敷地の取得も必要となることから、農業後継者の確保の支障となっている。 農業者の高齢化に伴って、中山間地域では不耕作化・荒廃化が進んでおり、農業後継者を育成・確保していくことが重要となっているが、上記のように住居の確保に苦慮している農業後継者がいる状況である。「農地法の運用について」(平成21年12月11日付け農林水産省経営局長・農村振興局長通知)によると、第一種農地の転用を許可できる場合として、農業用施設、都市住民との交流施設(農業レストラン等)、農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設などの用に供する場合等が示されているが、住宅については既存集落に接続して設置されるものに限定されている。 しかしながら、農業者の住宅は、農機具置場や家畜小屋等を併設している場合も多く、単なる住宅としての機能のみならず、農業用施設としての機能も有しているため、農業用施設に該当することとして取り扱っていただきたい。 なお、対象を認定農業者及び認定新規就農者に限ることにより、転用が大幅に進むことを防ぐことができる。また、農業振興地域の整備に関する法律上の農業用施設としては位置付けないことにより、市町村において一定のゾーニングを図ることが可能である。	—
R2	134	02_農業・農地	都道府県	長野県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農業振興地域制度に関するガイドラインの制定について(平成12年4月1日付け12構改C第261号農林水産省構造改善局長通知)別添第16の1(1)③及び第16の2(1)①	「農業振興地域制度に関するガイドライン」における農用地区域からの除外に係る要件の明確化	農業振興地域の整備に関する法律第10条第3項各号に該当している土地であっても、農用地としての必要性が失われている土地と認められる場合には農用地区域からの除外が可能であることを、農業振興地域制度に関するガイドラインにおいて明確化すること。	農業振興地域の整備に関する法律第10条第3項において、農用地区域は「農業生産の基盤の保全、整備及び開発の見地から必要な限度において」定めるものとされている。 この農用地区域を定めた農用地利用計画を変更するに当たり、市町村が法第12条の2第1項に基づく基礎調査を行った場合、その調査の結果、法第10条第3項各号の要件は満たすものの、上記の柱書の趣旨に照らして、農用地としての必要性が失われ、他の土地利用計画との整合性に鑑みても農用地以外の利用が適当と考えられる土地が発生することがある(例:一方は他の農地に面しているもの三方は市街地に囲まれている農地のような、農用地としての一体性は失われていないものの、経済事情の変化により市街地内に取り残されつつある一団の農地等)。 これを受けて、市町村においては農用地区域からの除外を検討したが、農業振興地域制度に関するガイドライン第16の2の(1)の①においては、法第10条第3項各号に該当しなくなった場合、非農地に該当することとなった場合、開発行為の許可が不要な施設の場合についての変更に限って記載されており、上記のような事例において、農用地区域から除外できるか明確に示されていない。 そのため、市町村においては、農用地区域から除外できるか判断できず、また、県としても相談を受けても除外の可否について適切にアドバイスできない状況が生じている。結果として、適切な土地利用調整が生えず、逆に農用地区域への宅地のにじみ出しが徐々に行われてしまい、他の土地利用計画とも齟齬が生じるなど、対応に苦慮している。 なお、ガイドライン第16の1(1)③イaによると、法第10条第3項各号に該当していたとしても、農用地区域に含めない場合も想定されていることから、状況の変化により除外することは可能と考えられる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu-kekka.html
R2	135	02_農業・農地	都道府県	長野県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農業振興地域制度に関する法律第12条の2、第13条及び第15条の2農業振興地域制度に関するガイドラインの制定について(平成12年4月1日付け12構改C第261号農林水産省構造改善局長通知)別添第16の2(1)④	開発行為の許可不要施設の整備に係る農用地区域の変更にあたり基礎調査を前提としない旨の明確化	開発行為の許可が不要な施設を整備した際の農用地区域の変更にあたり、農業振興地域の整備に関する法律第12条の2による基礎調査を前提とせずとも計画が変更できることを、農業振興地域制度に関するガイドライン上、明確にすることを求める。	農用地において開発行為を行おうとする場合、農業振興地域の整備に関する法律第15条の2第1項第1号から第12号に該当すれば、開発行為の許可は不要となる。 この場合、農業振興地域制度に関するガイドライン第16の2の(1)の④により、「施設を整備中又は整備後に、農用地等及び農用地等とすることが適当な土地でなくなったとして農用地区域を変更すること」とされている。 ところが、当該農用地区域の変更が法第12条の2による基礎調査を行わなくても随時除外できるかどうかは、ガイドライン上に明確に記載されておらず、変更のタイミングの判断に苦慮しており、市町村からの問い合わせも年間で度々行われている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu-kekka.html
R2	136	02_農業・農地	都道府県	長野県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農業振興地域制度に関するガイドラインの制定について(平成12年4月1日付け12構改C第261号農林水産省構造改善局長通知)別添第16の2(1)④	「農業振興地域制度に関するガイドライン」の記載事項の削除	農業振興地域制度に関するガイドライン第16の2(1)④の記載から「(規則第37条)」の文言を削除すること。	農業地域の振興に関する法律第15条の2第1項柱書においては、農用地区域内において開発行為をしようとする者は都道府県知事等の許可が必要な旨が規定されているが、同項ただし書において、同項第1号から第12号までに該当する行為については、許可が不要とされている。 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第35～37条においては、それぞれ法第15条の2第1項第1号、9号、11号の内容について詳細に規定している一方、農業振興地域制度に関するガイドライン第16の2(1)④においては、「法第15条の2第1項の規定による同項に規定する開発行為の許可が不要(規則第37条)であり、農地転用許可も不要なもの」と記載されており、当該記載により、上記法第15条の2第1項ただし書の規定にかかわらず、施行規則第37条(法第15条の2第11号)に該当する場合のみが対象となるとの誤解が生じており、市町村等の判断の支障となっている。 また、市町村から県に対しての当該規定に関する問い合わせも度々行われており、対応に時間を要している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
5【農林水産省】 (5)家畜伝染病予防法(昭26法166) 豚熱の予防的ワクチン接種(初回接種を除く。)については、確実かつ継続的な接種体制の整備を図るため、令和2年度中に「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」(令2農林水産大臣)を改正し、家畜防疫員(53条3項)に加え、都道府県知事の管理下に置かれる一定の要件を満たす獣医師が実施することを可能とする。	—	豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針を一部変更し、一定の要件を満たす民間獣医師によるワクチン接種(原則初回接種を除く)を可能にした。	【農林水産省】豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針の一部変更について(令和3年3月31日農林水産大臣公表)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_132	農林水産省消費・安全局動物衛生課
—	—	—	—	—	—
5【農林水産省】 (12)農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58) (ii)「農業振興地域制度に関するガイドライン」(平12農林水産省構造改善局)については、以下のとおり改正する。 ・市町村(特別区を含む。)の定める農用地利用計画(10条3項)については、農業振興地域における農業生産の基盤の保全、整備及び開発の見地から必要な限度において、農業上の用途を指定して定めるものであることを明確化する。 [措置済み(令和2年11月5日付け農林水産省農村振興局長通知)]	—	ガイドラインを改正し、農用地利用計画については、農業振興地域における農業生産の基盤の保全、整備及び開発の見地から必要な限度において、農業上の用途を指定して定めるものを加筆した。	【農林水産省】「農業振興地域制度に関するガイドラインの制定について」の一部改正について(令和2年11月5日付け農林水産省農村振興局長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_134	農林水産省農村振興局農村計画課
5【農林水産省】 (12)農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58) (ii)「農業振興地域制度に関するガイドライン」(平12農林水産省構造改善局)については、以下のとおり改正する。 ・農用地区域内における開発行為の許可が不要な行為(15条の2第1項ただし書)により農用地等とすることが適当でなくなった場合の農業振興地域整備計画の変更(13条1項)については、同計画に関する基礎調査(12条の2第1項)を実施する必要がないことを明確化する。 [措置済み(令和2年11月5日付け農林水産省農村振興局長通知)]	—	ガイドラインを改正し、農用地区域内における開発行為の許可が不要な行為により農用地等とすることが適当でなくなった場合の農業振興地域整備計画の変更については、同計画に関する基礎調査を実施する必要がないことを加筆した。	【農林水産省】「農業振興地域制度に関するガイドラインの制定について」の一部改正について(令和2年11月5日付け農林水産省農村振興局長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_135	農林水産省農村振興局農村計画課
5【農林水産省】 (12)農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58) (ii)「農業振興地域制度に関するガイドライン」(平12農林水産省構造改善局)については、以下のとおり改正する。 ・農用地区域内における開発行為の許可が不要な行為(15条の2第1項ただし書)については、公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為のうち農業振興地域整備計画の達成に著しい支障を及ぼすおそれが少ないと認められるもの(施行規則37条)に限定されないことを明確化する。 [措置済み(令和2年11月5日付け農林水産省農村振興局長通知)]	—	ガイドラインを改正し、誤解を生じさせていた文言(施行規則第37条)を削除した。	【農林水産省】「農業振興地域制度に関するガイドラインの制定について」の一部改正について(令和2年11月5日付け農林水産省農村振興局長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_136	農林水産省農村振興局農村計画課

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R2	137	06 環境・衛生	その他	置賜広域行政事務組合	国土交通省、環境省	B 地方に対する規制緩和	社会資本整備総合交付金要綱	社会資本整備総合交付金事業の下水道広域化推進総合事業について、交付要綱の交付対象は、下水道終末処理場にし尿受入施設を整備しようとする場合、施設の設置、改築及び維持管理は、原則として下水道担当部局が行うものとされている。しかし、現に一部事務組合が設置し維持管理を行っている複数のし尿処理施設を廃止し、当該一部事務組合の構成自治体が設置し維持管理を行っている下水道終末処理場にし尿受入施設を設置しようとする場合は、一部事務組合においてし尿受入施設の設置及び維持管理ができるよう措置を講ずること	社会資本整備総合交付金事業の下水道広域化推進総合事業について、交付要綱の交付対象は、下水道終末処理場にし尿受入施設を整備しようとする場合、施設の設置、改築及び維持管理は、原則として下水道担当部局が行うものとされている。しかし、現に一部事務組合が設置し維持管理を行っている複数のし尿処理施設を廃止し、当該一部事務組合の構成自治体が設置し維持管理を行っている下水道終末処理場にし尿受入施設を設置しようとする場合は、一部事務組合においてし尿受入施設の設置及び維持管理ができるよう措置を講ずること。	当組合は、昭和46年より、A市を処理区域とするし尿処理施設と、B市、C町及びD町を処理区域とするし尿処理施設の2施設を運営している。下水道の普及及び人口減少により、し尿処理施設の処理量は処理能力を大きく下回り、また施設の老朽化により改築時期を間もなく迎えることから、経済性・効率性の観点で、上記し尿処理施設を廃止し、A市下水道終末処理場での一括処理を平成29年度から検討してきた。検討にあたり当該事業の活用を考えているが、事業の実施主体について、「下水道終末処理場にし尿受入施設を整備しようとする場合、施設の設置、改築及び維持管理は、原則として下水道担当部局が行うものとされている」と規定されていることにより支障が2点生じている。一点目は、し尿処理の事務は、当組合の設置により2市2町の権能から除外されている。交付要綱の規定通り、下水道担当部局がし尿受入施設の設置、改築及び維持管理をしなければならないとするならば、その権能を再び市町村に戻すこととなり、自治体の意思決定に反することとなる。二点目は、交付金要綱に沿って、下水道担当部局であるA市が事務局となり、協議会方式で施設を設置することになれば、施設がA市の財産となる。その場合、構成市町が多額の負担金を拠出する相手先が、一部事務組合ではないことで、構成市町の住民が将来にわたって公平に利用できるかどうか等、不要な懸念を生じさせる恐れがある。また、国土交通省水管理・国土保全局下水道部「下水道事業の広域化・共同化」によると、共同処理の事業主体の一つとして、一部事務組合も想定されている。以上のことより、当該事業の事業実施主体については、地域の連携の仕組みの実情に応じた施設管理を可能とするため、柔軟に解することを検討頂きたいというものである。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html
R2	138	03 医療・福祉	中核市	倉敷市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律、次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱	次世代育成支援対策施設整備交付金の運用見直し	設計・施工一括発注するデザインビルド方式などの多様な施設整備について、次世代育成支援対策施設整備交付金が活用できるよう、運用の見直しを行う。	本市児童センターのデザインビルド方式による建替事業において、厚生労働省に次世代育成支援対策施設整備交付金の申請を行う予定であったが、施設整備に係る同交付金は、契約前までに交付申請及び内示を得た上で、建設工事を同年度内に着工することが必要とのことであった。デザインビルド方式のように、設計と施工を一括発注する公民連携手法を採用した場合、設計期間によっては、建設工事が年度内に着工できず、交付金を受けることができない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html
R2	139	02 農業・農地	一般市	生駒市	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農業委員会等に関する法律第18条第2項、農業委員会等に関する法律施行令第8条	農地利用最適化推進委員に係る定数の参酌基準化	農業委員会が委嘱する農地利用最適化推進委員(以下「推進委員」という。)の定数について、地域の実情に応じ弾力的に定めることが可能となるよう、従うべき基準から参酌すべき基準へ見直すことを求める。	平成27年に農業委員会等に関する法律(以下「法」という。)が改正され、主に合議体としての意思決定を行う農業委員とは別に、担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消等の地域における現場活動を担う推進委員が新設された。この推進委員の定数については、政令で定める基準に従い、条例で定めることとされており、その基準として「農業委員会の区域内の農地面積のヘクタール数を百で除して得た数(一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。)以下」とすることが政令において定められている。本市では、農地面積が628ヘクタールであるため、上限となる7人の委員を委嘱し、法第17条第2項の規定に基づき、各推進委員に担当区域を割り振った上で、利用状況調査、日常パトロール、集落座談会等の現場活動を行っていただいている。農業委員も現場活動を行うことが可能であるため、現状では、1地区ごとに農業委員と推進委員が2人1組になって協力して現場活動を実施している状況である。しかし、本市農地の特徴として、急峻な地域であり、不整形で小規模な農地(1筆当たりの面積が平均で約350㎡)や車が進入できない農地が多いため、高齢者が多い推進委員一人が、担当する区域内について調査等を行うのには非常に労力と時間がかかっている。推進委員を7人から10人に引き上げられれば、域内の地区割りを10地区として、推進委員一人一人の負担を軽減することが可能になると考えている。このように、農業委員会の運営体制や区域内にある農地の地理的状況等は地域によって様々であるにもかかわらず、現行の画一的な定数基準によって、農地等の利用の最適化の推進のための活動に支障を来していることから、地域の実情に応じて定数を決定することが可能となるよう、定数基準の参酌化を求める。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html
R2	140	02 農業・農地	都道府県	徳島県、滋賀県、京都市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、愛媛県、高知県、関西広域連合	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	畜産経営の安定に関する法律、畜産経営の安定に関する法律施行規則、肉用牛肥育経営安定交付金交付要綱、肉用牛肥育経営安定交付金制度における標準的販売価格の算出に係る牛枝肉取引価格等の収集・提供の実施について、畜産経営の安定に関する法律施行規則第9条第1項及び第10条第1項の農林水産大臣が定める都道府県の区域ごとに標準的販売価格及び標準的生産費を算出する方法について	肉用牛経営安定交付金における標準的販売価格の算出に係る食肉市場等の取引データの収集方法の合理化	肉用牛経営安定交付金において、標準的販売価格の算出に用いる食肉市場等の取引データについて、都道府県を經由せずに、国または独立行政法人農畜産業振興機構が食肉市場等から直接データを収集する仕組みへの見直しを求める。	本県では、平成30年12月26日付け30農畜機第5252号-1に基づき、県内の生産者の取引がある農林水産省大臣官房統計部から牛枝肉の取引価格が公表されている25カ所の卸売市場以外の市場(県内外)から肉用牛の枝肉取引データの収集を行っているが、食肉市場によっては取引データの提供を断られている。その理由としては、市場において県別にデータを管理しておらず、複数の県からのデータ提供依頼を受けるため、県別のデータ抽出等の事務が煩雑になっているためである。また、県としても、複数の市場等から販売日、個体識別番号、性別、枝肉重量、枝肉価格等を収集して、販売月の翌月15日までに国に報告することとなっているが、確認するデータの数が多く、事務負担が大きくなっている。当該交付金は、県内の生産者の経営の安定を図る上でも有意義な制度であるが、本年5月から枝肉販売価格のブロック別算定が開始しており、都道府県ごとのデータの収集は必ずしも必要ではなく、以上の事情からも非効率的になっているのではないかと考える。一方で、国または機構から一元的にデータの収集を行った方が、国または機構と市場だけでデータのやり取りをすることになるため効率的であり、市場にとっても制度の趣旨を十分に理解した上でデータ提供を行うことが可能となり、報告徴収権限等を有する国または機構からの依頼の方が十分なデータ収集が可能となると考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html
R2	141	03 医療・福祉	中核市	八戸市、栃木県、山梨県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	母子及び父子並びに寡婦福祉法第37条、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第43条	母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計に係る一般会計繰出金の算定基準の見直し	法第37条第5項及び政令第43条を改正し、一般会計繰出金の算定に用いる「一般会計繰入金」に、貸付事務費のために繰り入れた額を含めることを認めていただきたい。	貸付金の管理を、システム化して、マイナンバー連携が必要な現状では、システム運用費や改修費等により、貸付に係る経費が増大している一方、高等教育修学支援制度施行により、全国の貸付実績の9割を占める修学資金、就学支度資金の需要が減っている。そのため、剰余金が発生し国への償還を行うこととなるが、その償還額の範囲で、一般会計への繰出を行う。しかしながら、この繰出金の算定については、「一般会計からの繰入金」を用いることになるが、この繰入金は、貸付金のためのものであり、事務費相当分は含まれていない。よって、一般会計繰入金で賄わなければならない事務費が増大しているにも関わらず、繰出金への算定に含まれていないことから、地方自治体の一般財源負担が増大している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka-yosan.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
5【国土交通省(15)】【環境省(11)】 社会資本整備総合交付金 社会資本整備総合交付金の下水道広域化推進総合事業については、地方公共団体における汚水処理の広域化・共同化を促進する観点から、下水道事業を行う地方公共団体が、委託により他の地方公共団体と連携して当該事業を活用してし尿受入施設の運営を行っている事例等を調査した上で、地方公共団体に令和3年中に周知する。	—	【国土交通省】 令和3年3月に各地方整備局を通じて地方公共団体に事例等を周知済み。 また、令和3年4月に全国下水道主管課長会議にて説明。 なお、国土交通省下水道部HPにて、当該事例等を公表(令和3年4月) https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_tk_000577.html 【環境省】 国土交通省の調査結果「広域化・共同化の事例集」について、都道府県廃棄物行政主管部(局)に対して周知するとともに、管内市区町村への周知を依頼済。	【国土交通省】 広域化・共同化の事例集	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_137	国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道事業課 環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課
5【厚生労働省】 (31)次世代育成支援対策推進法(平15法120) (ii)次世代育成支援対策施設整備交付金(11条1項)については、設計・施工一括発注方式(デザインビルド方式)を活用する場合の事前協議や交付申請手続に係る留意事項を明確化し、地方公共団体に令和2年度中に周知する。	—	次世代育成支援対策施設整備交付金に関する質疑応答集(FAQ)(第1版)について(令和3年3月31日事務連絡)にて、設計・施工一括発注方式(デザインビルド方式)を活用する場合の事前協議や交付申請手続に係る留意事項を明確化した。	【厚生労働省】次世代育成支援対策施設整備交付金に関する質疑応答集(FAQ)(第1版)について(令和3年3月31日付け厚生労働省子ども家庭局子育て支援課施設業務等調整室事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_138	厚生労働省子ども家庭局子育て支援課施設業務等調整室
5【農林水産省】 (4)農業委員会等に関する法律(昭26法88) 農地利用最適化推進委員の定数の基準(施行令8条)については、令和3年夏を目途に政令を改正し、令和4年度から農業委員会ごとの農地等の状況に応じて配置できるよう緩和する。	—	農業委員会ごとの農地等の状況に応じて推進委員を配置できるよう、定数基準を見直す政令改正を行った。(「農業委員会等に関する法律施行令を改正する政令」(令和3年9月3日公布。令和4年4月1日施行、一部公布日施行。))	【農林水産省】「農業委員会等に関する法律施行令を改正する政令」(令和3年政令第248号) 【農林水産省】「農業委員会等に関する法律施行規則の一部を改正する省令」(令和3年農林水産省令第53号)		農林水産省経営局農地政策課
5【農林水産省】 (11)畜産経営の安定に関する法律(昭36法183) 肉用牛肥育経営安定交付金における標準的販売価格(3条4項)の算出に用いる牛枝肉取引データの収集については、都道府県の任意の事務であることを明確化し、都道府県に令和2年度中に通知する。あわせて、データの収集を希望する都道府県が当該データの収集を円滑に行えるよう、当該データの収集先に対し協力を依頼するなど国による必要な支援を令和2年度中に実施する。	—	牛枝肉取引データの収集については、都道府県の任意の事務であることを明確化し、その旨通知した。あわせて、データの収集を希望する都道府県が当該データの収集を円滑に行えるよう、当該データの収集先に対し、協力を依頼する等、必要な支援を行った。	【農林水産省】肉用牛肥育経営安定交付金における標準的販売価格の算出に用いる牛枝肉取引データの収集等について(令和3年2月26日付け農林水産省生産局畜産部畜産企画課長通知) 【農林水産省】肉用牛肥育経営安定交付金における標準的販売価格の算出に用いる牛枝肉取引データの収集等について(協力依頼)(令和3年2月26日付け農林水産省生産局畜産部畜産企画課事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_140	農林水産省畜産局企画課畜産経営安定対策室
—	—	—	—	—	—

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R2	142	03.医療・福祉	中核市	八戸市、山梨県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	母子及び父子並びに寡婦福祉法第37条、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第42条及び第43条、指定都市又は中核市の指定があつた場合における必要な事項を定める政令、「中核市における母子及び寡婦福祉資金の貸付けに関する事務処理について」(平成7年4月1日付け児発第37012号)	中核市における母子父子寡婦福祉資金貸付金の償還に係る法解釈の明確化	中核市移行時の事務移譲に伴う母子父子寡婦福祉資金貸付金に係る債権譲渡について、市が一般会計から県へ支払う債権譲受額を、市の特別会計への一般会計繰入金とみなせる旨を明確化する。	中核市である本市の場合、国へ国庫貸付金の償還を行う際、中核市移行時に市が県へ支払う債権譲受額を、『市が一般会計から母子家庭等への貸付費として特別会計へ繰入れた額』とみなしていないため、特別会計の余剰金を一般会計へ繰出すことができない。しかし、他の中核市の中でも、中核市移行時の債権譲受額を一般会計からの繰入金とみなしているところもあり、中核市の間で取扱いが異なる。中核市移行市のための法文が整備されておらず、解釈が不明確なことから、適当な対応がわからず苦慮している。債権譲受額を『市が一般会計から母子家庭等への貸付費として特別会計へ繰入れた額』とみなさない取扱いは、厚生労働省に照会のうえ行っているものだが、仮にこの取扱いが誤りの場合、今年度は200万円弱の過大な国庫償還が発生することになる。また、中核市移行市の場合に、国が都道府県に貸付けていた額は国庫償還額の算定に反映されるのに対し、県が特別会計に繰入れていた額、つまり中核市移行時の債権譲受額が国庫償還額の算定に反映されないというのは、妥当ではないのではないか。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html
R2	143	01.土地利用(農地除く)	中核市	旭川市	法務省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	民法第952条第1項、地籍調査作業規程準則第23条、30条	地籍調査実施主体への相続財産管理人選任請求権の付与	地籍調査対象土地の所有者が死亡しており、その所有者について戸籍上の法定相続人が存在しない又は法定相続人の全員が相続放棄している(以下「相続人不存在」という。)場合に、地籍調査実施主体への相続財産管理人の選任請求権を付与する民法第952条第1項の特則規定を国土調査法に設ける。	地籍調査とは、毎筆の土地について、その所有者、地番及び地目の調査並びに境界及び地積に関する測量を行い、その結果を地図及び簿冊に作成することをいう。中でも筆界の調査は重要であり、筆界は土地の所有者その他の利害関係人又はこれらの者の代理人(以下「所有者等」という。)の立会及び確認を得て調査を行うが、所有者等の立会及び確認が得られないときは原則として筆界未定となる。ただし、地籍調査作業規程準則第30条第3項の規定により、所有者等の所在が明らかでないため立会を求められない場合で、かつ、筆界を明らかにする客観的な資料が存在する場合においては、関係行政機関(登記所)と協議の上、所有者等の確認を得ずに調査することができる。他方、相続人不存在の場合には、左記の規定にいう「所有者等の所在が明らかでない」場合に文言上該当しないことから、民法第952条に基づく家庭裁判所への相続財産管理人の選任請求を行った上で、相続財産管理人の立会及び確認により筆界確認を実施せざるを得ない。当市では、所有権登記名義人の死亡後、相続登記がされないままその法定相続人が相続人なくして死亡してしまった土地につき、当該土地の名義人の親族等に相続財産管理人の選任請求を提案したが、費用面の問題を理由に断られ、更には検察官にも断られたため、相続財産管理人による立会及び確認を実施することができず、筆界未定として処理せざるを得なかった事例がある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html
R2	144	09.土木・建築	指定都市	さいたま市、札幌市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、静岡市、浜松市、京都市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	建築基準法第95条	建築基準法第95条の規定による再審査請求制度の廃止	建築基準法第95条の規定される再審査請求制度を廃止する。	再審査請求制度は、都道府県や市町村に設置された建築審査会の審査請求の裁決に不服がある場合、国土交通省に対し再審査請求ができる制度である。(申立人の利益)再審査請求は、裁決までに1年以上を要することが多い。また大多数を占める確認処分取消し等の申立は、審査期間中に建築物が完成することで却下裁決になっており、申立人の迅速な救済になっているとは言えない。建築審査会は、高度な法的・専門的知識を有する委員により構成されており、全国的に統一した法解釈を基に、地域社会の実態に配慮した実体的な裁決を実施している。建築審査会による審査請求は、裁判とは異なる簡易・迅速な手続きで市民の権利利益を救済する役割を果たしている。さいたま市における実績においては、審査請求の裁決結果が、再審査請求において認容裁決となる事例がなく、再審査請求が申立人の救済制度として有効であると言いきれない。(地方分権の趣旨に合致しない制度)建築行政が自治事務となった今日、国土交通省では、個別案件ごとに各地域の実態把握が難しく、そのために裁決に長時間を要していると思慮される。同様に再審査請求制度があった都市計画法は、地方分権の推進を図るため、平成12年に再審査請求制度が廃止されているが、現在まで著しい問題は発生していない。(自治体の事務の簡素化)以上を鑑みると、地方自治体は再審査請求に伴い発生する事務作業を空費している。	—
R2	145	08.消防・防災・安全	都道府県	新潟県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県	内閣府	B 地方に対する規制緩和	災害救助法第20条	救助の実施に関して応援に要した費用を救援自治体から国へ直接請求すること	救援自治体が救助経費を支弁した場合に、被災自治体を經由せずに、救援自治体から国へ直接請求することができるようにする。	災害救助法に基づく救助の実施に関して、被災自治体の要請により救援自治体が救助経費を支弁した場合は、同法第20条の規定に基づき、被災自治体を經由して国に請求することとされているが、多数の救援自治体からの請求書類の確認等で被災自治体に事務負担が生じている。また、被災自治体の判断によって求償対象となる業務が異なる場合(例:保健師による戸別訪問活動を対象とする/しない)があつたほか、発災当初に国に対して対象となることを確認したにもかかわらず、事後の国の精算監査において国から対象外と指摘があり返金の処置が必要となった事例がある(例:管理職員特別勤務手当)など、求償対象経費の精査のために事務がより煩雑となっている。その他、事態の長期化や被災自治体の行政機能の喪失等により、被災自治体を經由して国に請求することが困難な場合も想定される。	—
R2	146	03.医療・福祉	一般市	松戸市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	国民健康保険法112条	国民健康保険料の還付に必要とされる戸籍の無料化が可能であることの明確化	相続人に対する国民健康保険料の還付に係る相続関係確認資料としての戸籍証明書発行手数料を無料とすることが可能であることの明確化。	被相続人の国民健康保険料の還付において、本市では、相続関係を確認するため、担当課にて確認がとれない場合は、請求者である相続人自身に相続関係書類の添付を依頼しているが、法定相続情報証明書等が発行が不可である場合、出生から死亡までの一連の戸籍証明書にて確認を要する。その際、転籍等により複数の戸籍証明書取得が必要となるケースが多く、相続人への発行手数料の負担が生じている。住民からの手数料が負担であるとの声や、手数料負担から還付手続きをされない方もいるが、過去に相続人の詐称からトラブルに発展した事例もあるため、担当課にて確認が取れない以上は、還付請求者である住民へ書類添付を依頼している状況である。なお、国保給付における同様の手続きについて、国保法112条の規定により、相続人は無料で戸籍取得可能であり、年金の裁定請求時においても無料で取得可能である。このことから、国保料の還付についても、無料で取得可能とし、住民の負担を軽減させたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
5【内閣府】 (26) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭39法129) (i) 母子父子寡婦福祉資金貸付金制度に係る国庫償還額等(37条2項、5項及び6項)については、指定都市及び中核市(以下この事項において「指定都市等」という。)が都道府県から母子父子寡婦福祉資金貸付金に係る債権を譲り受ける際に支払う金額を、当該指定都市等による特別会計への繰入額の総額に含めて算定することが可能であることを明確化し、都道府県及び指定都市等に令和2年度中に通知する。	—	母子父子寡婦福祉資金貸付金制度に係る国庫償還額等の算定において、指定都市等が都道府県から母子父子寡婦福祉資金貸付金に係る債権を譲り受ける際に支払う金額を、当該指定都市等による特別会計への繰入額の総額に含めて算定することが可能であることを明確化し、通知した。	【厚生労働省】母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付金の運用について(令和3年1月22日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_142	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
5【法務省(3)】【国土交通省(5)】 国土調査法(昭26法180) 地籍調査における筆界の確認(地籍調査作業規程準則(昭32総理府令71)30条)については、登記簿上の土地の所有者が死亡し戸籍上相続人のあることが明らかでない場合(相続人全員が相続放棄をした場合を含む。)も、同条4項の「土地の所有者の所在が明らかでない場合」に該当することを明確化するため、「土地所有者等の所在が明らかでない場合における筆界の調査要領」(平23国土交通省土地・水資源局)を改正し、地方公共団体に令和2年度中に通知する。	—	土地の所有者その他の利害関係人及びこれらの者の代理人の所在がいずれも明らかでない場合の筆界の調査について、調査要領を改正し、地方公共団体に通知した。	【国土交通省】「土地の所有者その他の利害関係人及びこれらの者の代理人の所在がいずれも明らかでない場合における筆界の調査要領」の作成について(令和3年1月29日付け国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_143	国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
5【厚生労働省】 (20) 国民健康保険法(昭33法192) (ii) 国民健康保険料の還付に係る戸籍謄本等の交付手数料については、保険給付に係る戸籍に関する無料証明の規定(112条)にかかわらず、市区町村の条例により免除することを定めることが可能である旨を、全国会議を通じ、令和2年度中に市区町村に周知する。	—	全国高齢者医療主管課(部)長、国民健康保険主管課(部)長及び後期高齢者広域連合事務局長会議(令和3年3月8日開催)において、国民健康保険料の還付に係る戸籍謄本等の交付手数料については、保険給付に係る戸籍に関する無料証明の規定(112条)にかかわらず、市区町村の条例により免除することを定めることが可能である旨を周知した。	【厚生労働省】全国高齢者医療主管課(部)長及び国民健康保険主管課(部)長並びに後期高齢者医療広域連合事務局長会議について(令和3年3月8日付け厚生労働省保険局国民健康保険課長、厚生労働省保険局高齢者医療課長連名事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_146	厚生労働省保険局国民健康保険課

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R2	147	09_土木・建築	町	明和町、長野原町、玉村町、千代田町	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	都市計画法第33条第1項から第3項、都市計画法施行令第25条第5号、第29条の2第2項	開発許可における道路の歩車道の分離に係る基準について地方公共団体が条例で緩和することを可能とする見直し	都市計画法第33条第1項に規定する開発許可の基準のうち、「開発区域内の幅員9メートル以上の道路は、歩車道が分離されていること」としているものについて、地方公共団体が開発区域の区域区分・地域地区等の実態や、区域内の道路及び周辺建築物の配置(予定)状況、その他の地域の実情を十分に勘案した上で、工業団地の造成等により設置される道路で歩行者の通行の用に供することが想定されないものについては、幅員9メートル以上であっても歩道の設置を不要とすることが可能となるよう、当該基準を条例で緩和できるようにしてほしい。	都市計画法に基づく開発許可制度では、同法施行令第25条第5号の規定により、道路に関する基準の1つとして「開発区域内の幅員9メートル以上の道路は、歩車道が分離されていること」とされている。この基準は条例で強化することが可能だが緩和することは出来ず、住宅団地や商業団地は勿論のこと、工業団地の造成についても、全国一律で最低限従わなければならないものとなっている。当町は企業誘致に力を入れており、大規模な工業団地造成を推進しているが、団地内に大型トレーラー等が安全に通行できる幅員9メートル以上の道路の新設を検討する際、周辺の状況から不要であると思われる場合であっても歩道を設置しなければならず、開発区域内の用地の有効活用に支障が生じている。また、当該道路に接する敷地に工場を立地する企業等にあつては、より一層周辺への安全対策に配慮した措置をとらなければならない、道路管理者である当町でも、歩道に適した維持管理が必要となることで、財政面での負担も大きくなる。工業専用地域に位置する当該工業団地の周辺は、農地が広がる市街地調整区域になっており、住宅や商業施設、学校施設、医療福祉施設等からは一定程度離れていることから、地域住民が歩行者として立ち入ることがない状況である。また、団地内の企業に勤務する者は自動車を移動手段としており、先述の地理的状況からも、通勤等で各敷地間の道路を歩いて利用することは想定されない。なお、開発区域内の道路について一律に歩道を設置しないというわけではなく、例えば団地の外周など一部の道路だけに歩道を設置し、歩行者の導線を誘導する等の措置をとることで、歩行者の安全性や利便性を担保することが可能であると考えている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html
R2	148	11_その他	一般市	大村市	総務省、防衛省	B 地方に対する規制緩和	住民基本台帳法、自衛隊法第97条、自衛隊法施行令第120条	自衛官等の募集に関する事務について「住民基本台帳の一部の写し」を国に提出できることの法定化	地方公共団体は、国からの自衛官等の募集事務に係る募集対象者情報の提供依頼があつたときは、「住民基本台帳の一部の写し」を提供することができる旨住民基本台帳法又は自衛隊法に明確に規定することを求める。	毎年自衛隊から自衛官等の募集を目的とした募集対象者の住民基本台帳の一部の写しについて提供依頼があるが、住民基本台帳法には当該台帳の写しを提供できる旨の規定がないため、当市は当該台帳の閲覧に対応している。しかし、自衛隊からは自衛隊法第97条及び自衛隊法施行令第120条を根拠に資料として当該台帳の一部の写しの提供を求められており、その都度対応に苦慮している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html
R2	149	03_医療・福祉	都道府県	茨城県、福島県、栃木県、群馬県、新潟県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱(「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」平成30年6月27日付け健発0627第1号厚生労働省健康局長通知の別添)	肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の助成対象拡大	肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について、通院治療を助成対象とすること。	【制度改正の必要性】 本事業は平成30年12月から開始しているが、全国的に申請者数が当初の見込みを大幅に下回っており、当県においては、令和2年3月現在で当初見込み173人に対し、申請2件、認定1件となっている。その原因の一つとして、本事業は過去12月以内に4月入院して初めて医療費が助成されるものであるが、現在のがん治療は通院治療が基本であり、12か月以内に4月以上入院するケースは非常に稀であることが挙げられる。そのため、より実態に即した制度とするため、通院治療を助成対象とすることが必要である。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka-vosan.html
R2	150	03_医療・福祉	都道府県	茨城県、福島県、栃木県、群馬県、新潟県	総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱(「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」平成30年6月27日付け健発0627第1号厚生労働省健康局長通知の別添)	肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の制度簡素化	肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について、事務の簡素化に資するよう、保険法令上の特定疾病給付対象療養の位置づけを変更し、患者が理解しやすい明快な制度とすること。また、これにより保険者による所得認定を不要とし、速やかな認定を可能とするともに、医療機関や患者の負担となる「入院医療記録票」を廃止すること。	【制度改正の必要性】 本事業は平成30年12月から開始しているが、全国的に申請者数が当初の見込みを大幅に下回っており、当県においては、令和2年3月現在で当初見込み173人に対し、申請2件、認定1件となっている。その原因の一つとして、制度が複雑であることが挙げられ、次の支障が生じている。 【支障事例】 ①重篤な患者を対象としているにも関わらず、認定に時間を要するため、当県では、申請者が認定手続中に死亡し、助成を受けられないケースが発生した。 ②申請書類が年齢及び所得区分等により異なり、複雑である。また、「入院医療記録票」の作成・交付が医療機関の負担となっている。 【医療機関及び患者からの意見・要望等】 ・厚生労働省は、患者の拾い上げや説明を医療機関の役割としているが、医療機関がそれを行うことは容易ではなく、医師と事務方が協力して、患者を発見するための体制を整える必要がある。対象患者がほぼゼロに近い本事業のために、大きな労力をかけることはできない(医療機関) ・所得要件がある限り、医療機関が対象患者を容易に把握することはできない。(医療機関) ・もう少し単純で、申請のメリットを感じられ、高齢者でもわかりやすいものにして欲しい。(患者)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka-vosan.html
R2	151	03_医療・福祉	都道府県	茨城県、福島県、栃木県、群馬県、新潟県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱(「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」平成30年6月27日付け健発0627第1号厚生労働省健康局長通知の別添)	肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の申請書類等の簡素化	肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について、「入院医療記録票」を始めとした申請書類等の簡素化を図ること。	【制度改正の必要性】 本事業は平成30年12月から開始しているが、全国的に申請者数が当初の見込みを大幅に下回っており、当県においては、令和2年3月現在で当初見込み173人に対し、申請2件、認定1件となっている。その原因の一つとして、制度が複雑であることが挙げられ、次の支障が生じている。 【支障事例】 ①重篤な患者を対象としているにも関わらず、認定に時間を要するため、当県では、申請者が認定手続中に死亡し、助成を受けられないケースが発生した。 ②申請書類が年齢及び所得区分等により異なり、複雑である。また、「入院医療記録票」の作成・交付が医療機関の負担となっている。 【医療機関及び患者からの意見・要望等】 ・厚生労働省は、患者の拾い上げや説明を医療機関の役割としているが、医療機関がそれを行うことは容易ではなく、医師と事務方が協力して、患者を発見するための体制を整える必要がある。対象患者がほぼゼロに近い本事業のために、大きな労力をかけることはできない(医療機関) ・所得要件がある限り、医療機関が対象患者を容易に把握することはできない。(医療機関) ・もう少し単純で、申請のメリットを感じられ、高齢者でもわかりやすいものにして欲しい。(患者)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
5【国土交通省】 (12)都市計画法(昭43法100) 開発許可の基準を適用するについて必要な技術的細目のうち、道路に関する基準(施行令25条1号から5号)については、地方公共団体が歩道の設置の要否等を地域の実情に応じて判断できるよう、以下のとおりとする。 ・予定建築物等の敷地に接する道路の幅員に係る基準(同条2号)について、条例により緩和している事例を地方公共団体に令和3年中に周知する。 ・歩車道を分離しなければならない道路の幅員に係る基準(同条5号)について、制度の運用実態や地方公共団体の意向等を調査した上で、当該基準を条例により緩和できるようにすることも含め、当該基準の在り方について検討し、令和3年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	—	・予定建築物等の敷地に接する道路の幅員に係る基準を条例により緩和している地方公共団体の一覧について、地方公共団体に周知するとともに、開発許可担当者会議等を通じて、条例により緩和している事例を周知した。	—	—	国土交通省都市局都市計画課
5【総務省(6)】【防衛省(1)】 自衛隊法(昭29法165)及び住民基本台帳法(昭42法81) 自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要な資料の提出を防衛大臣から求められた場合(自衛隊法97条1項及び同法施行令120条)については、市区町村長が住民基本台帳の一部の写しを提出することが可能であることを明確化し、地方公共団体に令和2年度中に通知する。	—	自衛官等の募集に関し必要な資料の提出を防衛大臣から求められた場合について、市区町村長が住民基本台帳の一部の写しを提出することが可能であることを明確化し、令和3年2月5日付けで地方公共団体に通知した。	【総務省・防衛省】自衛官又は自衛官候補生の募集事務に関する資料の提出について(通知)(令和3年2月5日付け防衛省人事教育局人材育成課長、総務省自治行政局住民制度課長連名通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_148	総務省自治行政局住民制度課 防衛省人事教育局人材育成課
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
5【厚生労働省】 (38)肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業における医療費助成の申請書類については、申請者及び医療機関の負担軽減を図るため、当該事業の見直しに合わせ、令和3年度から記載事項を簡素化する。	—	肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業における医療費助成の申請書類について、申請者及び医療機関の負担軽減を図るため、当該事業の見直しに合わせ、記載事項を簡素化することし様式を改正のうえ、令和3年3月31日付けで地方公共団体に通知した。	【厚生労働省】「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実務上の取扱いについて」の一部改正について(令和3年3月31日付け厚生労働省健康局がん・疾病対策課肝炎対策推進室長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_151	厚生労働省健康局がん・疾病対策課

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R2	152	03_医療・福祉	都道府県	茨城県、福島県、栃木県、群馬県、新潟県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	難病の患者に対する医療等に関する法律第7条、特定医療費の支給認定の実務上の取扱いについて	指定難病患者が特定医療を受けることができる指定医療機関等の指定の廃止	難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく医療費助成制度の運用について、申請者等の負担軽減を図るため、事前の申告を廃止し、すべての難病指定医療機関での受診であれば助成対象とするよう改正を求める。	【制度改正の必要性】 患者が受診を希望する医療機関を申告することとなり、緊急その他やむを得ない場合を除き当該医療機関以外での診療等は医療費助成の対象とならない。 また、受診を希望する医療機関を追加、変更する場合は、その都度、保健所において変更手続を行う必要があるため、患者及び患者の親族にとって負担となっている。 なお、平成27年提案募集において同様の提案がなされ、当該提案を受けて平成28年2月4日付けで厚生労働省健康局難病対策課長より「医療受給者証に名称が記載されている指定医療機関以外の指定医療機関での診療等に係る特定医療費の支給について」が発出されている。同通知では、「緊急その他やむを得ない場合」については手続が遅延した場合が含まれると解して差し支えないほか、実施主体である各都道府県により、患者の個別の事情に応じた判断が可能であることが示されているが、患者が受診する医療機関の変更等を希望する場合、変更申請が必要であることは変わりないことから、本提案の支障は解消しない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu-kekka.html
R2	153	03_医療・福祉	都道府県	茨城県、福島県、栃木県、群馬県、新潟県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	難病の患者に対する医療等に関する法律第6条	難病医療費助成制度の簡素化・効率化	難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく医療費助成制度の運用について、以下の対応を求める。 ①臨床調査個人票の簡素化 申請に必要な臨床調査個人票(診断書)については、記載項目が多岐にわたり、記載する指定医や審査を行う自治体の負担となっている。平成30年度本県提案において「負担を軽減する方向で検討」との回答をいただいているところであるが、引き続き簡素化に向けた検討をお願いしたい。 ②実効性のあるオンラインデータベースの導入 現在検討がおこなわれているオンラインデータベースの導入について、指定医や自治体の負担が真に軽減されるよう、実効性のある仕組みでの導入を求める。	【制度改正の必要性】 ①臨床調査個人票の簡素化 申請に必要な臨床調査個人票(診断書)については、記載項目が多岐にわたり、記載する指定医や審査を行う自治体の負担となっている。 ②実効性のあるシステムの導入 指定難病において、オンラインデータベース導入の検討がされているが、導入に際しては医療機関及び自治体にとって過度の負担とならないよう検討を求める。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu-kekka.html
R2	154	03_医療・福祉	都道府県	茨城県、福島県、栃木県、群馬県、新潟県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第15条	難病指定医研修オンラインシステムの運用改善	各自自治体で実施する難病指定医研修については、令和2年2月にオンラインシステムが導入され、eラーニングにより受講できることとなった。しかし、導入されたシステムにはIDパスワードの自動発行機能が搭載されておらず、自治体職員が指定医の申請を受け、手作業で発行する必要がある。類似の制度である小児慢性特定疾病のオンライン研修システムには同機能が搭載されていることから、システムの改善及び運用方法の見直しを求める。	【制度改正の必要性】 月あたりのID・パスワード発行申請は、10件前後であり、発行に要する時間も1件あたり5分程度であるため、大きな負担のあるものではない。 しかし、類似の制度である小児慢性特定疾病のオンライン研修システムでは自動発行機能が搭載されており、あえて自治体職員が手作業で発行する意義に乏しい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu-kekka.html
R2	155	03_医療・福祉	中核市	宮崎市、沼津市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条、精神障害者保健福祉手帳制度実施要領(精神障害者保健福祉手帳制度実施要領について平成7年9月12日付け健医発第1132号厚生省保健医療局長通知の別紙)	精神障害者保健福祉手帳制度実施要領に基づく障害者手帳申請書の押印省略	精神障害者保健福祉手帳制度実施要領を改正し、別紙様式1に「氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかとする」との文言を追加する等、精神障害者保健福祉手帳申請書の押印の省略が可能であることを明確化する。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の第1条の2は、障害者及び障害児にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資することを旨として定められているが、精神障害者保健福祉手帳申請書の様式において、申請者(精神障害者本人)及び申請書を提出した者の押印が必須となっていることで、押印漏れにより事務処理が滞ることがある。 なお、本市では年間約2,250件の手帳の申請を受け、交付を行っている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu-kekka.html
R2	156	02_農業・農地	中核市	宮崎市	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農地中間管理事業の推進に関する法律第23条	農地中間管理事業の効率的な運用と精度向上のための農地情報公開システムの共同利用	「農地情報公開システム」を農地中間管理機構においても使用可能としていただきたい	改正農地法施行に伴い「農地情報公開システム」が整備され、全国の農業委員会において農地情報の登録(当該システムへの情報の集約)が行われているが、もともと当概システムは農地中間管理機構による農地集積・集約化を進めることを目的の一つとして整備されたものであった。 一方で、農地中間管理機構が農業の担い手に対し農地を貸付けた(配分した)際、貸付け(配分)後の情報については、本市の場合、県が公告し、本市の市長部局が通知を受け、その通知をもとに農業委員会事務局が当該システムに情報を入力するという流れとなっている。 農地中間管理機構又は市長部局において入力をすれば、県での公告及び市長部局への通知、さらに農業委員会事務局での入力が省略され、かつ、中間管理事業が推進されれば膨大な数の農地情報の整備が不可欠となる中で、精度が格段に向上し、さらに農地情報がシステムに即座に反映される等、当初のシステム整備の趣旨のとおり運用となることから、是非とも農地中間管理機構においても当該システムを使用可能としていただきたい。	—
R2	157	11_その他	中核市	宮崎市	総務省	B 地方に対する規制緩和	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令第33条及び同条第2項～第4項、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則第6条及び第42条	マイナンバーカード交付前に仮暗証番号を設定することによる窓口対応時間の短縮	マイナンバーカード交付の際に行われる暗証番号の設定について、事前に仮暗証番号を設定した上で交付することを可能とする。	現在、マイナンバーカードの暗証番号はカード交付時に本人が設定することになっているが、窓口の滞留等から住民の待ち時間を増加させている。このコロナ禍の中、3密を回避する点からも窓口対応の時間を短縮させ、混雑させないための取り組みを進めていくことは重要な課題である。 このことから、J-LISや市区町村職員等でカードに「仮暗証番号」を設定した状態で交付し、交付後に被交付者(カード交付を受けた住民)がマイナポータル又は利用者クライアントソフトで変更する運用となれば、窓口対応の時間短縮はもとより、住民や市区町村窓口職員の負担軽減につながると考えられる。 なお、暗証番号の変更については、操作方法等に関する住民からの問い合わせが増えることが懸念されるが、ホームページでの周知やコールセンターでのマニュアル化された対応等により事前に防げるものと考えている。	—

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
5【厚生労働省】 (37) 難病の患者に対する医療等に関する法律(平26法50) (ii) 指定医療機関の中から指定難病患者が特定医療を受けるものを定め、医療受給者証へ記載する事務(7条3項及び4項)の在り方については、指定難病患者の利便性の向上及び都道府県等の事務負担の軽減を図る観点から、厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会における議論を踏まえて検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令3> 5【厚生労働省】 (53) 難病の患者に対する医療等に関する法律(平26法50) (ii) 指定難病患者が特定医療を受ける指定医療機関を医療受給者証に記載する事務(7条4項)については、指定難病患者及び都道府県等の事務負担を軽減するため、包括的に記載することを可能とする。	「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整理に関する法律」(令和4年法律第44号。令和4年5月20日公布・施行)により、難病の患者に対する医療等に関する法律第7条第4項を改正し、医療受給者証について、指定難病の患者が特定医療を受ける指定医療機関を包括的に記載することが可能である旨を明確化するとともに、同日、改正内容に関する通知(地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整理に関する法律による児童福祉法及び難病の患者に対する医療等に関する法律の一部改正等について(令和4年5月20日厚生労働省健康局長通知))を発出した。	【厚生労働省】地域の自主性及び自立性を高めるための法律の整備に関する法律による児童福祉法及び難病の患者に対する医療等に関する法律の一部改正等について(令和4年5月20日付け厚生労働省健康局長通知) 【厚生労働省】「特定医療費の支給認定について」の一部改正について(令和4年5月20日付け厚生労働省健康局長通知) 【厚生労働省】「特定医療費の支給認定の実務上の取扱いについて」の一部改正について(令和4年5月20日付け厚生労働省健康局難病対策課長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_152	厚生労働省健康局難病対策課
5【厚生労働省】 (37) 難病の患者に対する医療等に関する法律(平26法50) (i) 臨床調査個人票(6条1項)及び指定難病患者データベースについては、都道府県等及び指定医の負担を軽減する方向で、厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会における議論を踏まえ、記載事項(施行規則14条及び平26厚生労働省健康局疾病対策課長)及びデータの登録に係る事務の簡素化等について検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。					
5【厚生労働省】 (37) 難病の患者に対する医療等に関する法律(平26法50) (iv) 都道府県知事等が行う指定医の指定に係る研修(施行規則15条)については、都道府県等の負担軽減を図るため、都道府県等の意見を踏まえつつ、オンライン研修の登録方法の見直しについて検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令3> 5【厚生労働省】 (53) 難病の患者に対する医療等に関する法律(平26法50) (i) 都道府県知事等が行う指定医の指定に係る研修(施行規則15条1項)については、都道府県等の負担を軽減するため、オンライン研修システムに研修の受講に必要なID及びパスワードを自動で発行する機能を搭載し、その旨を都道府県等に通知する。 [措置済み(令和3年7月14日付け厚生労働省健康局難病対策課難病企画係事務連絡)]	難病指定医のオンライン研修システムに、研修の受講に必要なID及びパスワードを自動で発行する機能を搭載するシステム改修を行い、令和3年6月17日付け及び同年7月14日付けで地方公共団体に周知を行った。	【厚生労働省】難病指定医向けオンライン研修サービスの改修について(令和3年6月17日付け厚生労働省健康局難病対策課難病企画係事務連絡) 【厚生労働省】難病指定医向けオンライン研修サービスの改修について(その2)(令和3年7月14日付け厚生労働省健康局難病対策課難病企画係事務連絡)。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_154	厚生労働省健康局難病対策課
5【厚生労働省】 (14) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭25法123) 精神障害者保健福祉手帳の申請(45条1項)については、令和2年中に精神障害者保健福祉手帳制度実施要領(平7厚生省保健医療局長)を改正し、押印を不要とする。	—	精神障害者保健福祉手帳の申請について、精神障害者保健福祉手帳制度実施要領を改正し、押印を不要とした。	【厚生労働省】押印を求める手続の見直しのための通知様式等の改正について(令和2年12月25日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_155	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R2	158	11_その他	中核市	宮崎市	総務省	B 地方に対する規制緩和	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第13条、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報情報の提供等に関する省令第22条	マイナンバーカード申請時の顔写真の事前判定実施による事務の効率化	マイナンバーカード申請の際の顔写真判定をデジタル化し、受付の可否をオンラインで申請時に確認可能とすることを求める。	住民や市区町村職員が撮影した顔写真は、J-LISにおいて写真審査を行っているが、審査は目視等により行われているため、審査する者によって受付可否の判断が異なる(不備の理由がわからない場合もある)。そこで、客観的かつ合理的に顔写真を判定するため、顔認証システムのような判定ツールを利用し、撮影時にオンライン等で事前確認ができるようにしてほしい。 ※役所まで来訪したにもかかわらず、職員が撮影した顔写真が受付されないとクレームとなることがあるため。	—
R2	159	03_医療・福祉	一般市	大田市	内閣府	B 地方に対する規制緩和	子ども・子育て支援法第27条及び第29条	施設型給付費及び地域型保育給付費の審査・支払に関する事務の連合会委託を可能とすること	子ども・子育て支援新制度は介護保険などの保険制度をモデルとして制度設計されており、施設型給付費等についても保険制度と同様に法定代理受領方式がとられている。事務の効率化の観点や、今後、給付業務に係る全国システムが立ち上がることを踏まえ、保険制度に倣い施設型給付費等の審査・支払に関する事務について、国民健康保険団体連合会に委託可能とする旨を子ども・子育て支援法に追加する。	子ども・子育て支援法は施行後5年が経過するが、毎年制度改正が行われており、市町村における改正対応の事務負担が大きい。複雑な制度が毎年改正される中で、事務処理を体系化していくことも儘ならない自治体においては、職員の異動によってノウハウの喪失も生じている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html
R2	160	09_土木・建築	市区長会	特別区長会	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	公的賃貸住宅家賃対策調整補助金交付要綱第4項第1号のロ、第6号の二	家賃低廉化補助に係る制度の見直し及び当該補助対象者の基準の緩和	公的賃貸住宅家賃対策調整補助金交付要綱第3項第9号に規定される住宅確保要配慮者専用賃貸住宅について、補助要件として、同要綱第4項第6号のニに賃貸人が賃借人から権利金、謝金等の金品を受領しないことを規定しているが、地域の実情に応じて、内容及び金額の上限を設定した上で、それらを賃貸の条件とすることを可能とする規制緩和を求める。 また、同要綱第4項第1号のロに規定される入居世帯の所得要件について、家賃相場が高い地域においては、所得上限を公営住宅法の裁量世帯水準とするよう、規制緩和を求める。	「住宅市場動向調査(国土交通省2018年)」によると、平成30年度における更新手数料及び礼金有りの物件は、首都圏では7割近く上るとされている中、住宅確保要配慮者専用賃貸住宅としての登録について、不動産店や物件オーナーからは、補助要件に当てはまる賃貸条件とした場合、通常は得られる更新手数料や礼金が得られず、収入低下につながり、メリットを感じられないという声が多く寄せられていることから、補助を受ける物件の増加を阻む要因の一つとなっていると推測でき、結果として、十分な住宅確保要配慮者専用賃貸住宅を確保が難しい状況にある。 また、首都圏においては、家賃相場が高く、耐震基準を満たし複数人で居住できる住宅は月10～12万円程度が相場で、家賃低廉化補助を受けたとしても「月額所得15万8千円以内」という利用者要件があるため、住宅費の負担割合が高くなり、住宅確保要配慮者とのマッチングに支障をきたしている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html
R2	161	09_土木・建築	市区長会	特別区長会	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	公営住宅法第15条、民法第896条、第898条	公営住宅における単身入居者死亡後の残置物の処分に関する規制緩和	公営住宅の単身入居者が住宅に家財を残したまま死亡し、相続人の存在が明らかでない場合、残置物の処分については、民法の規定による相続財産管理人選任の申立てにより対応することとなるが、手続きに多くの時間と費用が発生し、公営住宅の効率的な運用が困難な状況にあるため、残置物の処分がより円滑に行えるよう、一定期間を定めて保管した後に処分ができる規定の整備を求める。	区営住宅等は公営住宅法第15条に基づき、住宅の適正かつ合理的な管理が求められ、限られた住戸を効率的に運用する必要があるが、民法等の規定により残置物の処分が出来ない住戸があることで、効率的な運用を行なうことが困難な状況にある。現在、残置物により入居募集ができない住戸が7戸存在し、数年が経過している住戸もあり、区民からは対象住戸の募集を行なうほしいとの要望も多く寄せられている。 また、住宅に残された家財等(残置物)の移動等に関する対応方針(案)については、国土交通省住宅局より平成29年1月25日付国住備105号により示されたが、残置物を移動させた場合においても移動先の保管費等が生ずることになり、処分までの期間が不明確な前提条件では、区としては負担のリスクが高い。本件は、他自治体も同様の課題を抱えており、今後対応を検討するうえでも、統一的な見解を基に各自自治体で対応する必要がある。	—
R2	162	09_土木・建築	市区長会	特別区長会	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	建築基準法第48条第1項、第2項、第3項、第8項、第15項、第17項、建築基準法施行令第130条の4、都市公園法第2条第2項、都市公園法施行令第5条等	公園施設として設置される管理事務所・倉庫等について建築基準法第48条の特例許可を不要とする見直し	都市公園の区域内に専らその管理運営の用に供する公園施設として設けられる管理事務所・倉庫等の建築物について、第一種低層住居専用地域等において建築基準法第48条に基づく特例許可を行わずに建築することが可能となるよう、建築基準法別表第2(イ)に規定する「第一種低層住居専用地域内に建築することができる建築物」又は建築基準法施行令第130条の4に規定する「第一種低層住居専用地域内に建築することができる公益上必要な建築物」に加えてほしい。	ある特別区の用途地域は、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域及び第一種中高層住居専用地域が区域全体の約75%を占めており、建築できる建築物の用途が厳しく制限されている。用途地域と合致しない建築物の建築に当たっては、用途地域の変更によることも考えられるが、局地的に1つの建築物の建築を認めるために、都市計画法上の手続を要する用途地域変更について時間をかけて行うことは現実的ではない。特例許可に当たっては、建築基準法第48条第15項に基づき、原則「あらかじめその許可に利害関係を有する者の出頭を求めて公開により意見を聴取し、かつ、建築審査会の同意を得なければならない」とされているが、これらの手続は、利害関係者(近隣住民等)への説明会等による事前調整や、特定行政庁における関係部署を交えた庁内での許可事前相談も含めると、区では最低でも8ヵ月程度を要している。 都市公園の区域内に設置する専らその管理運営の用に供する管理事務所や倉庫等についても、用途地域と合致しなければ特例許可の手続が必要であるため、周辺住民が設置を求めるものであっても迅速に設置を行うことが出来ない。また、公衆便所及び休憩所については、建築基準法施行令第130条の4第3号に基づき「近隣に居住する者の利用に供する公園に設けられる公衆便所又は休憩所」として第一種低層住居専用地域内に建築できるようになっているが、管理事務所や倉庫等については現状認められていないことから、一の都市公園において、公園施設の一体的な整備を行う上で支障となっている。実際に、公園管理に協力する地域住民から管理用倉庫の設置希望があったが、特例許可の手続きに要する時間と改修スケジュールが合致せず、断念したケースがある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
5【国土交通省】 (3) 建築基準法(昭25法201) (iii) 都市公園の管理施設(都市公園法(昭31法79)2条2項8号)については、特例許可の実績等を踏まえながら、周辺の市街地環境への影響等について整理した上で、当該施設の迅速な整備に資するよう、適切な用途規制の在り方について検討し、令和3年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令3> 5【国土交通省】 (2) 建築基準法(昭25法201) (i) 都市公園の管理施設(都市公園法(昭31法79)2条2項8号)のうち、近隣に居住する者の利用に供する公園の管理のために設ける管理事務所及び倉庫については、「地方公共団体の支庁又は支所の用に供する建築物、老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの」(施行令130条の4第2号)として、特定行政庁の許可(48条1項、2項、3項及び8項)を得ずに、第一種低層住居専用地域等において建築できることを明確化し、地方公共団体に通知する。 [措置済み(令和3年10月29日付け国土交通省住宅局市街地建築課長通知)]	都市公園の管理施設(都市公園法(昭31法79)2条2項8号)のうち、近隣に居住する者の利用に供する公園の管理のために設ける管理事務所及び倉庫については、「地方公共団体の支庁又は支所の用に供する建築物、老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの」(施行令130条の4第2号)として、特定行政庁の許可(48条1項、2項、3項及び8項)を得ずに、第一種低層住居専用地域等において建築できることを明確化し、地方公共団体に通知。	【国土交通省】建築基準法における公園内に設ける管理事務所及び倉庫の取扱いについて(技術的助言)(令和3年10月29日付け国土交通省住宅局市街地建築課長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/r2fu-tsuchi.html#r2_162	国土交通省住宅局市街地建築課

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R2	163	09_土木・建築	市区長会	特別区長会	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	建築基準法第48条、都市公園法第2条第2項、第5条の2、第5条の3、第5条の4、第5条の5、第5条の6、都市公園法施行令第5条、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第5条、第7条、第8条等	公園施設として設置される建築物について建築基準法第48条の特例許可を弾力的に行えるようにする見直し	建築基準法第48条による特例許可について、利害関係者からの公開による意見聴取及び建築審査会の同意の要否や実施方法を、条例又は規則で定めることにより柔軟に決定できるようにしてほしい。もしくは、当該特例許可について、Park-PFI等の官民連携手法を用いて建築する場合には、実施方針策定や事業者選定に支障が出ないように、策定等の手続と並行して、特定行政庁が定める住民との合意形成等を担保する手続を公園管理者が行うことをもって、意見聴取及び審査会同意に代えることができるようにしてほしい。	ある特別区では、公共施設等総合管理計画において、公共施設の整備にあたっては民間の知恵と力を最大限活かすことを基本方針に掲げ、官民連携の推進を各分野において展開することを目指しており都市公園の整備においても、区民ニーズを踏まえた上質なサービスの提供と財政負担の軽減化を図るため、民間活力の導入の検討が必要と考えている。同区の用途地域は、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域及び第一種中高層住居専用地域が区域全体の約75%を占めており、建築できる建築物の用途が厳しく制限されている。用途地域の建築規制で原則認められない建築物の建築に当たっては、用途地域の変更によることも考えられるが、局地的に1つの建築物の建築を認めるために、都市計画法上の手続を要する用途地域変更について時間をかけて行うことは現実的ではない。また、特例許可に当たっては、建築基準法第48条第15項に基づき「あらかじめその許可に利害関係を有する者の出頭を求めて公開により意見を聴取し、かつ、建築審査会の同意を得なければならない」とことされているが、この要件について、建築物の用途や建築手法に応じて特定行政庁がその要否を柔軟に判断することや、弾力的な方法で運用すること等は法令上定められていない。同区ではスポーツ施設の充実に対する区民のニーズが大きいことから、区が取得した大規模な国家公務員宿舎跡地を活用して、Park-PFIやPFI等の官民連携手法により、団体競技で使用可能な区民向けの一定規模の観客席付き体育館を含む都市公園の整備を計画しているところである。建築に当たっては用途地域の特例許可が必要となるが、意見聴取及び審査会同意の手続は事業者及び事業計画が決定してから行わなければならないため、民間事業者は公募手続を経て選定された後で事業計画の見直しや中止等を迫られることが想定される等、その後の事業の円滑な実施に支障が生じる可能性がある。このことを理由に公募への参加を躊躇する民間事業者も多いことから、住民のニーズが大きいにも関わらず、民間のアイデアやノウハウを活用した魅力的な都市公園の整備に支障をきたしているものとする。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html
R2	164	03_医療・福祉	指定都市	川崎市	内閣府	B 地方に対する規制緩和	子ども・子育て支援法第30条の5第3項、第7項	子ども・子育て支援法に定める施設等利用給付認定等の事務の簡素化	教育・保育給付に係る2号認定又は3号認定を受けている子どもは、申請不要で施設等利用給付認定を受けたものとみなされるため、通知も同様に、みなし認定に係る通知書の交付を省略し、教育・保育給付認定の通知に施設等利用給付認定を受けた旨を記載することで通知したものとみなすことを可能とする。	子ども・子育て支援法第30条の5第7項に規定する施設等利用給付認定の「みなし認定」について、保護者の負担軽減の観点から教育・保育給付認定(2号・3号)を受けた者は施設等利用給付認定申請(新2号・新3号)を要しないこととされているが、対象となる者に施設等利用給付認定の通知書を交付することとされている。本市ほか保育所等の保育児童が多い自治体については、交付対象となる者が多くなるほか、施設等利用給付認定の対象とならない児童(保護者が育休から復帰しない場合、認可保育所等・企業主導型保育事業の入所児童等)について、事前又は事後の確認等の事務負担が発生している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html
R2	165	06_環境・衛生	指定都市	広島市、広島県	財務省、農林水産省	B 地方に対する規制緩和	財政法第14条の3、繰越(翌債)事務手続の一部改正について(平成27年2月19日付事務連絡第340号財務省主計局司計課長)、地方創生汚水処理施設整備推進交付金要綱	地方創生汚水処理施設整備推進交付金に係る予算繰越(翌債)事務手続の簡素化の徹底	地方創生汚水処理施設整備推進交付金に係る予算繰越(翌債)事務手続について、添付書類の撤廃など、事務の簡素化の徹底を図るよう求める。	繰越(翌債)事務手続については、「繰越(翌債)事務手続の一部改正について」(平成27年2月19日付事務連絡第340号財務省主計局司計課長)により、繰越(翌債)事務手続の簡素化が図られているところであり、明許繰越し及び翌債の承認手続における申請書類は、「①繰越計算書、②箇所別調査及び理由書、③審査表」とされており、地図、工程表その他の添付書類は提出不要となっている。これらの簡素化の取組は、現場での繰越手続等が非効率を招かないようにする観点から実施されたものだが、各省各庁の長から繰越に関する事務を委任されている支出負担行為担当官により求められる事務手続が異なる。支障事例である農業集落排水施設整備事業(支出負担行為担当官は農政局)においては、図面、工程表、経緯書などの本来提出が不要な書類の作成・提出を求められており、経緯書は、繰越事由の発生日や内容等を時系列で整理するように、農政局から指示を受けているが、これらの書類は本来財務省への提出が不要と考えられる。具体的には、繰越承認申請書類(図面、工程表、経緯書含む)の作成には1週間程度要しており、繰越承認申請書類の提出から繰越申請承認まで1か月半程度を要している。その一方で、特定環境保全公共下水道事業(支出負担行為担当官は県)においては、地図、工程表その他の添付書類の提出は求められていない。こちらは、繰越承認申請書類の提出から繰越申請承認まで約2週間程度である。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html
R2	166	06_環境・衛生	指定都市	広島市、広島県	内閣府、農林水産省、国土交通省、環境省	B 地方に対する規制緩和	地方創生汚水処理施設整備推進交付金交付要綱	地方創生汚水処理施設整備推進交付金に係る事業の早期着手の実現	地方創生汚水処理施設整備推進交付金に係る交付決定の効力を年度当初から発生させる取扱いを認め、早期着手が可能となるよう求める。	地方創生汚水処理施設整備推進交付金については、同交付金交付要綱に基づき、交付申請を行い、所管省庁(農林水産省、国土交通省、環境省)の交付決定通知を受けたくうえで汚水処理施設(農業集落排水施設、公共下水道、浄化槽)の整備事業を推進している。交付決定の効力は交付決定日以降に生じることとなるが、農林水産省、環境省事業では6月上旬に交付決定通知がなされ、この場合の事業期間は約10か月(6月～翌年3月)となる。また、当該交付金要綱では、交付決定前事業着手に関する規定がなく、その効力を年度当初(4月1日付け)から生じさせることができない状況となっている。特に、農林水産省の事業については、農業集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水等を処理する施設の整備(道路下に管渠を布設する工事)を行っているが、以下のような事例で支障が生じている。(支障事例)交付決定日が6月となるため、約2か月工事を実施することができず、年度内での予算執行の観点から、場合によっては工事の分割発注を行うこともあり、これにより発注事務が煩雑となる。また、管渠の布設工事を行う場合には、地元の方々と道路の通行規制や工程などの調整を行いながら事業を進めている。分割発注を行うことにより、工事箇所が近接した工区では、地元との調整に加え、施工業者同士の調整が必要となるなど、調整が複雑化することとなる。こうした調整により時間を要するなど、円滑な事業実施に影響が生じている。以上、本事業は、複数の類似施設(農業集落排水施設、公共下水道、浄化槽)を連携して一体的に整備する必要があることから、国土交通省所管の社会資本整備総合交付金と同様に、農林水産省、国土交通省、環境省の全ての本事業について、交付決定日にかかわらず効力を年度当初から発生させる取扱いを認め、早期着手が可能となるよう求める。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
5【国土交通省】 (3)建築基準法(昭25法201) (イ)用途地域の制限に適合しない建築物の建築に係る特定行政庁による許可(48条1項から14項。以下「特例許可」という。)については、地方公共団体が公募する民間事業者からの提案段階であっても、特定行政庁が周辺の住居の環境に及ぼす影響等を踏まえ、特例許可の判断をすることが可能な建築計画を用いて、利害関係者への意見聴取及び建築審査会の同意取得(同条15項)を行うことが可能である旨を明確にしつつ、その運用等について、特定行政庁に令和2年度中に通知する。	—	建築基準法第48条ただし書に基づく用途規制の特例許可の手続きについて、特定行政庁や周辺住民等が建築物による周辺の住居の環境に及ぼす影響等を判断することが可能な建築計画を用いて、利害関係者への意見聴取及び建築審査会の同意取得を行うことが可能であることを踏まえ、特定行政庁に以下の事項を通知した。 ・PFIやPark-PFI等の事業において公募対象施設の用途が特例許可を要する場合、民間事業者からの提案段階であっても、特定行政庁における許可の判断が可能な計画であるときは、事前相談や許可申請に適切に対応するなど、円滑な運用に努めること ・PFI事業担当部局等から特例許可に関する相談があった場合は、円滑かつ適切な運用を図るため、特例許可の判断に必要な事項等を共有すること	【国土交通省】建築基準法第48条の規定のただし書に基づく許可に関する円滑な運用について(令和2年12月24日付け国土交通省住宅局市街地建築課事務連絡)	https://www.cao.go.jp/hunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_163	国土交通省住宅局市街地建築課
5【内閣府】 (9)子ども・子育て支援法(平24法65) (v)子どものための教育・保育給付認定(20条4項。以下「教育・保育給付認定」という。)を受けている保護者が子育てのための施設等利用給付認定(30条の5第2項。以下この事項において「施設等利用給付認定」という。)を受けたものとみなされる場合(同条7項)における施設等利用給付認定に係る通知(同条3項)の時期や方法については、当該教育・保育給付認定に係る通知(20条4項)と一本化することも含め市町村(特別区を含む。)の判断により決定することが可能であることを地方公共団体に令和2年度中に通知する。	—				
5【財務省(5)】【農林水産省(19)】 地方創生汚水処理施設整備推進交付金 地方創生汚水処理施設整備推進交付金のうち、農業集落排水施設の整備に係る繰越しの手続に関する事務については、予算決算及び会計令(昭22勅令165)140条に基づき、都府県の知事又は知事の指定する職員に委任していることを、地方農政局に改めて通知する。 [措置済み(令和2年9月29日付け農林水産省事務連絡)]	—	地方創生汚水処理施設整備推進交付金のうち農業集落排水施設の整備に係る繰越事務については都府県知事等に委任していることを改めて周知した。	【農林水産省】地方創生汚水処理施設整備推進交付金に係る繰越事務の都府県への委任について(令和2年9月29日付け農林水産省事務連絡)	https://www.cao.go.jp/hunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_165	農林水産省農村振興局整備部地域整備課
5【内閣府(14)】【農林水産省(19)】【国土交通省(16)】【環境省(12)】 地方創生汚水処理施設整備推進交付金 地方創生汚水処理施設整備推進交付金については、やむを得ない事情により、交付決定前に事業に着手する必要がある場合には、交付決定前の着手を可能とし、令和2年度中に必要な措置を講ずる。	—	地方創生汚水処理施設整備推進交付金については、やむを得ない事情により、交付決定前に事業に着手する必要がある場合には、交付決定前の着手が可能となるよう要領を改正した。	【内閣府・農林水産省・国土交通省・環境省】地方創生汚水処理施設整備推進交付金交付要領の一部改正について(令和3年3月29日付け農林水産省農村振興局長、水産庁長官、国土交通省水管理・国土保全局長、環境省環境再生・資源循環局長通知)	https://www.cao.go.jp/hunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_166	内閣府地方創生推進事務局 農林水産省農村振興局地域整備課 水産庁漁港漁場整備部防災漁村課 国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道事業課 環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R2	167	06_環境・衛生	都道府県	島根県、岩手県、沖縄県、中国地方知事会	環境省	B 地方に対する規制緩和	自然環境整備交付金交付要綱、環境保全施設整備交付金交付要綱	自然環境整備交付金、環境保全施設整備交付金の交付金交付決定前着工の制度化	自然環境整備交付金、環境保全施設整備交付金の交付金交付決定前着工の制度化を求める。	自然環境整備交付金、環境保全施設整備交付金は、例年6月中下旬頃に交付決定が行われるが、自然公園施設等の工事は、道路や河川などの通常の工事と異なり、車両等による資機材の運搬や建設機械による作業が困難な場所が多く、作業員が徒歩で工事現場に向かう必要があるなど、小規模な工事であっても長期間の工期が必要となる場合が多い。とりわけ、中山間地域等の積雪地帯においては、より一層実質工事可能期間が限られており、交付決定後の着手では工期の設定が厳しく、大きな支障となっている。また、このことは、建設業界における働き方改革の推進の制約となっていると考えられるほか、今後建設技術者の確保が厳しさを増す中で、これらに起因して工事の入札不調(不落札)の頻発等も危惧されるなど、円滑な環境行政の推進等に重大な支障が生ずることが懸念される。 【具体的なスケジュール】 4月初め・・・県への予算割当内示 4月上旬・・・県・市町村箇所配分検討、市町村への割当内示 4月中旬～5月中下旬・・・県分作成、市町村からの申請とりまとめ(修正等申請支援を含む)、交付金交付申請書様式作成、添付書類作成(工事費等内訳書、位置図・平面・構造図等、現況写真等) 5月中下旬・・・国への交付金交付申請 6月中下旬・・・国からの交付決定通知→市町村への交付決定通知 6月中下旬～1箇月間・・・工事発注期間(入札公告→入札執行→受注者決定) 7月中下旬～1箇月間・・・工事計画・関係機関調整・資材調達等の準備期間 8月中下旬～11月中下旬・・・積雪地帯での実質の工事可能期間【約3箇月間】 これ以降、積雪地帯では工事不能期間(12月～3月中旬)となる	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html
R2	168	09_土木・建築	都道府県	島根県、中国地方知事会	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	社会資本整備総合交付金交付申請等要領第11、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条の2及び3	社会資本整備総合交付金制度に係る諸手続等の見直し	社会資本整備総合交付金に係る諸手続等(整備計画策定・実施に関する計画・交付申請等)について、以下の事項の改善を求める。 ・都道府県及び市町村のシステムの作業期間を十分に確保すること。 ・交付申請書等の紙提出を廃止し、システム提出或いはメール提出にするなど、事務処理の簡略化を行うこと。 ・システムの作業性に難があるため、改善を行うこと。	社会資本整備総合交付金に係る諸手続は、社会資本整備総合交付金交付申請等要領第11の規定に基づき、社会資本整備総合交付金システム(SCMS)により電磁的方法により提出することとされている。しかし、手続に係る申請書等がSCMSにより作成され、遅滞なく他機関(市町村・都道府県・地方支分部局・本省)と情報・作業状況を共有できるようにも関わらず、公印押印のある公文書の紙提出を求められるうえ、処理についても「本紙到達主義」とされており、本書の郵送期間を除いた日数が実際の作業期間となっている。また、依頼日から本省への提出期限の間に、システムメンテナンスのため、作業を行えない期間が発生するなど、SCMSは非常に複雑なシステムであるにもかかわらず、一部の手続にあってはシステムの稼働状況に影響され、十分な作業時間が確保できない事もある。一例として、令和元年度補正予算に係る手続にあっては、一部の手続期限が依頼日から本省への必着期限が11営業日しかなく(この間、都道府県から本省へは直接提出できないため、郵送等を2度挟む)、10日も作業時間が確保できないような状況であった。なお、SCMSの作業性については、以下の支障がある。 ① システム動作が非常に遅く、画面切替が多い。 ② セル毎の個別入力が必要で、複数を続けて処理等ができない。 ③ 入力フォームは画面スクロールが必須なほど縦横に広く、入力ミスの原因となる。分割表示等にも対応していない。 ④ 60分で自動ログアウトされる仕様となっているため、途中で入力情報が破棄される。 ⑤ 無関係の担当者もフローに表示され、関係業者や現在の処理・進捗状況が把握できない。 ⑥ メールにより処理完了や差し戻しなどの状況が通知されるが、フロー名と案件番号しかないため、何の案件かが一瞥して不明瞭。 ⑦ PDFを一括ダウンロードすると、ファイル名が文字化けする。 ⑧ 要素事業登録時に割当てられる番号は自動採番となっており、計画変更時や次期計画策定時に番号がずれ、位置図など関連資料を都度修正する必要がある。 ⑨ Excel等データのインポートに対応しておらず、システム外で計算・編集した内容を再度システム上で入力する必要がある。 ⑩ 必要事項が全て正しく入力されていないと一時保存ができない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html
R2	169	03_医療・福祉	都道府県	島根県、中国地方知事会	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第7条の2第1項、第2項、施設型給付費等に係る処遇改善等加算について(平成27年3月31日付け内閣府・文部科学省・厚生労働省通知)、保育士等キャリアアップ研修の実施について(平成29年4月1日付け厚生労働省通知)	保育士等キャリアアップ研修ガイドラインにおける研修分野の拡充等	保育士等キャリアアップ研修ガイドラインにおける研修分野に、事務職員や調理員などの保育士以外の職種向けの分野を新たに設けること。また、既設8分野と新設分野を含めて保育士以外の職員が受講すべき研修分野、内容を明示すること。	平成29年4月1日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知「保育士等キャリアアップ研修の実施について」において、保育士等キャリアアップ研修の内容として各分野とそのねらい等が示され、その各分野のねらい等を満たす研修の受講が保育士等の処遇改善等加算Ⅱの要件とされている。この加算の対象には、保育士のほか事務職員や調理員等も含まれるが、現在のガイドラインには当該職員の実務に関連する研修内容がほとんどないため、施設等からは「どの研修を受けさせるのが適当か」との問い合わせがあり、対応に苦慮している。また、当該職員においては、既存の研修分野では自らの専門性に沿った研修を受講できず、実務に即したスキルアップが図れていない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>5【環境省】 (10) 自然環境整備交付金及び環境保全施設整備交付金 自然環境整備交付金及び環境保全施設整備交付金については、やむを得ないと認められる場合の交付決定前着手の導入について検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 また、当該交付金の交付決定については、工事の早期着手に資するよう、毎年度可能な限り早期に行う。</p>	<p>5【農林水産省】 (22) 鳥獣被害防止総合対策交付金 鳥獣被害防止総合対策交付金については、「鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱」(平20農林水産事務次官)及び「鳥獣被害防止総合対策交付金に係る交付金の配分基準について」(平20農林水産省生産局長)を改正し、以下の措置を講ずる。 ・事業の相互間の経費の額の変更のうち一定のものについては、農林水産大臣の承認が不要な「軽微な変更」とする。 [措置済み(令和3年3月30日付け農林水産事務次官通知)]</p>	<p>各交付金の交付要綱を令和3年3月に改正し、やむを得ないと認められる場合の交付決定前着手を導入した。</p>	<p>【環境省】環境保全施設整備交付金交付要綱(令和3年3月31日最終改正) 【環境省】自然環境整備交付金交付要綱(令和3年3月31日最終改正)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_167</p>	<p>環境省自然環境局自然環境整備課</p>
<p>5【国土交通省】 (15) 社会資本整備総合交付金 (i) 社会資本整備総合交付金の申請等については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、以下の措置を講ずる。 ・公印の押印省略及び電子メールによる提出を可能とし、地方公共団体に通知する。 [措置済み(令和2年7月22日付け国土交通省大臣官房社会資本整備総合交付金等総合調整室長通知)] ・申請書等の提出を含め、事務手続が社会資本整備総合交付金システムで全て完結するよう改修等を行うとともに、改修内容や操作方法等を明確にするため、「社会資本整備総合交付金システム操作マニュアル」(平29国土交通省大臣官房社会資本整備総合交付金等総合調整室長)を改正し、地方公共団体に令和2年度中に周知する。</p>	<p>—</p>	<p>公印の押印省略及び電子メールによる提出を可能とし、その旨を地方公共団体に通知。また、社会資本整備総合交付金システムを改修した上で、当該システムのマニュアルを改正し、地方公共団体に周知した。</p>	<p>【国土交通省】社会資本整備総合交付金等に係る事務手続における公印省略及び電子化について(令和2年7月22日付け国土交通省大臣官房社会資本整備総合交付金等総合調整室事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_168</p>	<p>国土交通省大臣官房社会資本整備総合交付金等総合調整室</p>
<p>5【内閣府(9)】【文部科学省(8)】【厚生労働省(34)】 子ども・子育て支援法(平24法65) (vi) 施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱ(特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平27 内閣府告示49)1条35 号の5)の要件となっている研修の取扱いについては、事業者及び地方公共団体の事務負担の軽減を図る観点から、以下のとおりとする。 ・研修の実施方法については、eラーニング等による研修の実施が可能であることを明確化するとともに積極的な活用を促すため、地方公共団体に令和2年度中に通知する。 ・保育所及び地域型保育事業所(以下この事項において「保育所等」という。)が企画・実施する当該保育所等の職員等に対する研修(以下この事項において「園内研修」という。)については、保育所等が園内研修の認定申請に際し都道府県に提出する申請書の標準様式を新たに定めるとともに、園内研修の受講により短縮される研修時間の取扱い等の留意事項を明確化し、地方公共団体に令和2年度中に通知する。 ・研修実施主体の認定状況等については、地方公共団体に情報提供を行うこととし、その旨を令和2年度中に通知する。 ・保育士等が受講したキャリアアップ研修の修了証の効力については、研修の受講地以外の他の都道府県においても効力を有する旨を、地方公共団体に令和2年度中に改めて通知する。 ・幼稚園教諭等が受講した研修の修了証の効力については、地方公共団体に令和2年度中に改めて通知する。 ・保育士以外の職員が受講することが望ましい研修分野については、受講科目を容易に選択できるよう整理を行い、地方公共団体に令和2年度中に通知する。 ・研修受講の必須化の延期については、研修受講の状況等に係る調査を行った上で検討し、令和3年度の早期に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>—</p>	<p>保育士以外の職員が受講することが望ましい研修分野については、受講科目を容易に選択できるよう整理を行い、各自治体に通知した。</p>	<p>【厚生労働省】保育士等キャリアアップ研修に係る保育士以外の職員が受講することが望ましい研修分野及びeラーニング等による研修の実施の促進について(令和3年3月30日付け厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_169</p>	<p>内閣府子ども・子育て本部 厚生労働省子ども家庭局保育課</p>

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)																																				
R2	170	03_医療・福祉	都道府県	島根県、山梨県、中国地方知事会、日本創生のための将来世代応援知事同盟	内閣府	B 地方に対する規制緩和	地域少子化対策重点推進交付金交付要綱、地域少子化対策重点推進事業実施要綱、地域少子化対策重点推進交付金に関するQ&A	地域少子化対策重点推進交付金の交付対象年度の緩和	地域少子化対策重点推進交付金の対象事業である優良事例の横展開支援事業において、結婚支援センターの運営費やシステム等、恒常的に人件費や維持費等が発生するものについて、運用開始後3か年度を補助期限とする取扱い(3年ルール)が令和元年度から追加された。 少子化対策は、長期的に継続した取組が求められるため、補助期限の延期や対象経費の見直しなど要件緩和を図ること。	システム維持費等の補助期限を設置から3か年度を限度とする要件は、事業を開始した際には示されておらず、導入済みの既存システムの運用にかかる費用の捻出に苦慮している。 また、要件の追加が足かせとなり、新規の少子化対策事業を実施し辛くなっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu-kekka_vosan.html																																				
R2	171	03_医療・福祉	都道府県	島根県、中国地方知事会	内閣府	B 地方に対する規制緩和	地域少子化対策重点推進交付金交付要綱、地域少子化対策重点推進事業実施要綱	地域少子化対策重点推進交付金の対象年齢要件緩和	地域少子化対策重点推進交付金の結婚新生活支援事業について、新婚夫婦共に34歳以下とされている対象年齢要件を緩和すること。	本県では平均初婚年齢が上昇傾向であり、特に中山間地域では30代後半から40代で結婚する男性の割合が高くなっている。また、35歳以上の未婚率は性別を問わず、いずれの年代においても増加傾向にある。 こうした中、結婚に伴う経済的負担を軽減し、未婚者の結婚を後押しするため、市町村が地域少子化対策重点推進交付金を活用し、結婚新生活支援事業を実施している。 平成30年度からこの対象として、「夫・妻共に婚姻日における年齢が34歳以下」とする要件が追加されたところ、要件が厳しく対象者が減少し、また県内の事業実施市町村も半減した。 (提案団体の関係数値) 「平均初婚年齢」 ※H30厚労省人口動態調査 夫30.6 妻29.1 「未婚率」 ※H27及びH17国勢調査 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="2">H27 (H17)</th> <th colspan="2">H27 (H17)</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>H27</th> <th>(H17)</th> <th>H27</th> <th>(H17)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>男性</td> <td>35～39歳</td> <td>34.1%</td> <td>(29.9%)</td> <td>女性</td> <td>35～39歳</td> <td>20.6%</td> <td>(15.3%)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>40～44歳</td> <td>28.6%</td> <td>(22.4%)</td> <td></td> <td>40～44歳</td> <td>16.3%</td> <td>(9.1%)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>45～49歳</td> <td>25.4%</td> <td>(18.0%)</td> <td></td> <td>45～49歳</td> <td>13.5%</td> <td>(5.8%)</td> </tr> </tbody> </table>			H27 (H17)		H27 (H17)				H27	(H17)	H27	(H17)	男性	35～39歳	34.1%	(29.9%)	女性	35～39歳	20.6%	(15.3%)		40～44歳	28.6%	(22.4%)		40～44歳	16.3%	(9.1%)		45～49歳	25.4%	(18.0%)		45～49歳	13.5%	(5.8%)	—
		H27 (H17)		H27 (H17)																																											
		H27	(H17)	H27	(H17)																																										
男性	35～39歳	34.1%	(29.9%)	女性	35～39歳	20.6%	(15.3%)																																								
	40～44歳	28.6%	(22.4%)		40～44歳	16.3%	(9.1%)																																								
	45～49歳	25.4%	(18.0%)		45～49歳	13.5%	(5.8%)																																								

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R2	172	03.医療・福祉	都道府県	島根県、中国地方知事会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	高齢者の医療の確保に関する法律第93条第1項及び第2項、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第17条、平成20年3月31日厚生労働省告示第214号、後期高齢者医療給付費等国庫負担金交付要綱、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金交付要綱、後期高齢者医療制度事業費補助金交付要綱、高齢者医療制度円滑運営事業費補助金交付要綱、後期高齢者医療災害臨時特例補助金交付要綱、後期高齢者医療制度関係業務事業費補助金交付要綱、会計法第48条	後期高齢者医療制度にかかると見直し	後期高齢者医療保険制度にかかる交付金、補助金について、後期高齢者医療広域連合又は国民健康保険団体連合会が実施主体となっている事業に対する補助金等の交付に関する事務手続き及び支出処理については、都道府県ではなく国が直接行うよう見直しを求める。	後期高齢者医療制度における国庫補助金・交付金等の交付に関する事務手続き及びADAMSでの支出処理について、後期高齢者医療広域連合又は国民健康保険団体連合会が実施主体となっている事業については、国の法定受託により、県が行っている。県で行っている具体的な事務手続き(審査)は広域連合又は国保連合会から提出された申請書類等と添付書類の突合等であるが、国でも同様に審査が行われているため、申請手続きにおける県での事務手続きが不要であるとする。また、国の通知から申請・交付までのスケジュールについても、県を通すことで、非常にタイトにもなっている。なお、県が審査を行わなくても、補助金等の情報を、別途広域連合や国保連合会から情報提供いただければ、県費の補助金等の事務には問題ないとする。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html
R2	173	03.医療・福祉	都道府県	岐阜県	総務省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	日本放送協会放送受信料免除基準の一部変更及びこれに伴う証明事務への協力依頼について(平成20年8月29日付け障発第0829001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)、放送法第64条	NHK放送受信料免除申請に係る市町村証明事務の廃止	NHK放送受信料免除申請に係る市町村証明事務を廃止し、申請者が障害者手帳の写し等の必要書類を日本放送協会へ郵送することによる直接申請方式の制度化	NHK放送受信料の減免申請には、①市町村等にて対象者(申請者)からの同意に基づき住民基本台帳、市町村民税課税の確認を行う等必要な調査を行い、証明印を押印し、その申請書を対象者が日本放送協会へ郵送する場合と②申請者が手帳の写しや証明書(住民票、市町村税課税証明書)を添付し、日本放送協会の窓口へ直接出向く場合の2つの方法がある。①市町村等での証明事務は、対象者(申請者)の障がいの程度、世帯状況、課税状況などを確認する必要があるため、関係部署との調整が必要になるなど、事務作業に多大な時間を費やしている。②平成20年以前は日本放送協会に直接申請する仕組みはなく、平成20年の日本放送協会からの依頼を受けて、初めて直接申請が認められた。しかし、直接申請には、市町村発行の証明書(住民票、市町村税課税証明書)を添付する必要があり、大半の対象者(申請者)は証明書を取得するため、市町村の窓口に出向くこととなることから、②日本放送協会への直接申請ではなく、①市町村等の証明を選択している。 ※免除対象件数(出典:H29.5.25NHK受信料制度等検討委員会第7回会合資料)全面免除(社会福祉事業施設入所者及び市町村民税非課税の障がい者)70万件、半額免除(視覚・聴覚障害者及び重度の障害者)55万件	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>5【厚生労働省】 (29)高齢者の医療の確保に関する法律(昭57法80) 後期高齢者医療制度に係る補助金等については、都道府県及び後期高齢者医療広域連合等の円滑な事務の実施に資するよう、令和3年度から交付申請期間を十分確保するなど、運用の改善を図る。</p>	<p>—</p>	<p>後期高齢者医療給付費等国庫負担金、後期高齢者医療財政調整交付金(事業区分Ⅰから事業区分Ⅲ)及び後期高齢者医療制度事業費補助金については、交付申請等において、申請期間を十分確保した。 また、その他の補助金等についても、同様に十分な事前の申請期間等を設けるなど、申請期間を確保した。</p>	<p>【厚生労働省】令和2年度後期高齢者医療給付費等国庫負担金の変更交付決定に係る内示額について(令和3年1月7日付け厚生労働省保険局高齢者医療課長事務連絡) 【厚生労働省】令和3年度後期高齢者医療給付費等国庫負担金の当初交付申請書の提出について(令和3年3月29日付け厚生労働省保険局高齢者医療課長事務連絡) 【厚生労働省】令和3年度後期高齢者医療財政調整交付金の交付(当初交付分)申請について(特別調整交付金交付基準 事業区分Ⅰから事業区分Ⅲを除く)(令和3年4月23日付け厚生労働省保険局長通知) 【厚生労働省】令和3年度後期高齢者医療財政調整交付金の交付(当初交付分)申請について(特別調整交付金交付基準 事業区分Ⅰから事業区分Ⅲ)(令和3年5月6日付け厚生労働省保険局長通知) 【厚生労働省】令和3年度後期高齢者医療制度事業費補助金の交付申請について(令和3年7月21日付け厚生労働省保険局高齢者医療課長通知) 【厚生労働省】令和3年度後期高齢者医療財政安定化基金負担金における交付申請書等の提出日等について(令和3年7月29日付け厚生労働省保険局高齢者医療課長通知) 【厚生労働省】令和3年度後期高齢者医療給付費等国庫負担金(後期高齢者医療高額医療費負担金)の変更交付申請について(令和3年8月4日付け厚生労働省保険局高齢者医療課長事務連絡) 【厚生労働省】令和3年度後期高齢者医療制度関係業務事業費補助金の交付申請について(令和3年8月17日付け厚生労働省保険局高齢者医療課長通知) 【厚生労働省】令和3年度後期高齢者医療給付費等国庫負担金(後期高齢者医療給付費負担金及び後期高齢者医療高額医療費負担金)の変更交付申請書の提出について(令和3年9月7日付け厚生労働省保険局高齢者医療課長事務連絡) 【厚生労働省】令和3年度後期高齢者医療財政調整交付金の変更交付申請について(特別調整交付金交付基準事業Ⅰから事業区分Ⅲを除く)(令和3年9月10日付け厚生労働省保険局長通知) 【厚生労働省】令和3年度後期高齢者医療制度事業費補助金の変更交付決定に係る事前申請について(令和3年11月12日付け厚生労働省保険局高齢者医療課長事務連絡) 【厚生労働省】令和3年度後期高齢者医療財政調整交付金の交付申請について(特別調整交付金交付基準 事業区分Ⅰから事業区分Ⅲ)(令和3年11月12日付け厚生労働省保険局長通知) 【厚生労働省】令和3年度後期高齢者医療給付費等国庫負担金の変更交付決定に係る所要額調について(令和3年11月19日付け厚生労働省保険局高齢者医療課長事務連絡) 【厚生労働省】令和3年度後期高齢者医療給付費等国庫負担金の変更交付申請について(令和3年12月17日付け厚生労働省保険局高齢者医療課長事務連絡) 【厚生労働省】令和3年度後期高齢者医療給付費等国庫負担金における変更交付申請書の提出期日について(令和3年12月17日付け厚生労働省保険局高齢者医療課長通知) 【厚生労働省】新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る後期高齢者医療保険料の減免に対する後期高齢者医療災害等臨時特例補助金(一般会計)の交付申請及び後期高齢者医療の特別調整交付金の交付について(令和3年12月20日付け厚生労働省保険局高齢者医療課長通知) 【厚生労働省】令和3年度後期高齢者医療制度事業費補助金の変更申請について(令和4年1月25日付け厚生労働省保険局高齢者医療課長通知) 【厚生労働省】令和3年度後期高齢者医療財政調整交付金の変更交付申請について(特別調整交付金交付基準 事業区分Ⅰから事業区分Ⅲを除く)(令和4年2月8日付け厚生労働省保険局長通知) 【厚生労働省】令和3年度後期高齢者医療財政調整交付金の変更交付申請について(特別調整交付金交付基準 事業区分Ⅰから事業区分Ⅲ)(令和4年2月16日付け厚生労働省保険局長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/hunken-suishin/teianbosvu/2020/r2tu-tsuchi.html#r2_172</p>	<p>厚生労働省保険局高齢者医療課</p>
<p>5【総務省(20)】【厚生労働省(47)】 障害者に対する日本放送協会放送受信料の免除措置に関する証明事務 障害者に対する日本放送協会放送受信料の免除措置に関する証明事務については、申請者の利便性の向上及び市区町村の事務負担の軽減を図る観点から、日本放送協会との協議の上、以下のとおりとする。 ・日本放送協会に対して郵送により申請することを令和3年度から可能とするとともに、ICTの活用による申請手続の更なる効率化について、市区町村の意見や行政サービス等におけるデジタル化の状況を踏まえつつ、引き続き検討する。 ・免除事由存否調査に係る市区町村の事務負担を軽減する方策について検討し、令和3年夏までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令3> 5【総務省】 (16)障害者に対する日本放送協会放送受信料の免除措置に関する証明事務 障害者に対する日本放送協会放送受信料の免除措置に係る免除事由存否調査については、市区町村の事務負担を軽減するため、半額免除に係る世帯主要件に関する調査の頻度を現行の2年に1回から4年に1回とする見直しを行う。 [措置済み(令和3年度免除事由存否調査から実施)] (関係府省:厚生労働省)</p>	<p>障害者に対する日本放送協会放送受信料の免除措置に関する証明事務について、令和3年10月1日より郵送申請の受付を開始した。 また、免除事由存否調査に係る事務負担を軽減する方策として、令和3年度調査より半額免除に係る世帯主要件に関する調査の頻度を現行の2年に1回から4年に1回に見直した。なお、ICTの活用による申請手続の効率化については、引き続き検討を行う。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>総務省情報流通行政局放送政策課 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課</p>

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R2	174	03_医療・福祉	都道府県	岐阜県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法第18条の18、児童福祉法施行令第16条、第17条	保育士の就業状況等の届出の努力義務化	次の場合において、保育士の就業状況等の届出を努力義務とすることを法制化する。 ・保育所等を離職した場合 ・保育士の業に従事しなくなった場合 ・資格取得後、直ちに就業しない場合 ・本件による法改正時、現に業務に従事していない場合 ・既に届け出た事項に変更が生じた場合	当県では保育士・保育所支援センター(以下、「センター」という。)を県直営化し、保育人材の確保に向けた支援の強化を図っているが、保育士の住所や就業状況など、現況把握が困難なため、資格取得後の継続的な支援ができない。 当県へ登録した保育士が28,564人(R1年度末時点)いる一方で、センターへ登録した保育士は661人に留まり、相当数の保育士が潜在化している。 県内の保育士の有効求人倍率はH26年度から上昇し、R1年度末時点では2倍を上回り(2.09)、慢性的な保育士不足となっている。 センターでは、求人・求職のマッチング支援や、センターへの登録を呼びかけることを目的に、次の取組みを実施しているが、改善がみられない。 1 県内市町村及び保育関係団体を通じて、保育所等に対し、離職者及び現役保育士の登録の呼びかけを実施。 2 マッチング機能強化を図るため、就業状況・居住地等に応じた最新情報を発信するための専用ポータルサイトを構築。 3 潜在保育士等を対象に、保育所等において、子どもの様子や実際の保育の業務を見学するとともに、現役保育士との交流を通じて保育のごとへの理解と関心を深めるための見学会を開催。 4 センターの支援により就職した保育士を中心に、離職防止、職場定着を図るための研修のほか、保育士の離職に繋がる様々なトラブルや課題等への対応能力をケーススタディで習得する実践研修を開催。 5 進路選択を控えた保育士養成校の学生に対し、年齢の近い身近な先輩保育士(就職後3年程度)から、保育所等で働くことの魅力ややりがいについて情報を発信するセミナーを開催。 6 県内のショッピングセンター等において、マッチング支援を行う出張相談会を開催し、登録の呼びかけを実施。 7 潜在保育士等を対象に、県内の指定保育士養成施設や保育所等が一堂に会する「保育士になるための進学・就職総合フェア」を開催。 8 当県へ登録された保育士に対し、就業状況等アンケート調査を行うとともに、チラシによるセンターの周知を実施。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html
R2	175	09_土木・建築	都道府県	栃木県、福島県、群馬県、新潟県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	砂防法第2条、砂防指定地指定要綱	砂防指定地の指定を迅速化するための手続等の抜本的見直し	砂防法第2条に基づき指定される、砂防設備を要する土地又は治水上砂防のため一定の行為を禁止もしくは制限すべき土地(以下、本提案において「砂防指定地」という。)について、都道府県の進達を受けて国土交通大臣が行う指定の迅速化を図るため、その手続の方法、事務の執行体制等の抜本的な見直しを求める。	都道府県知事は砂防法に基づき、法定受託事務として砂防指定地の監視、砂防設備の工事、維持・管理を行う義務があるほか、治水上砂防のため、条例で定めるところにより、砂防設備を損傷する行為の禁止や、建築物の新築、立木の伐採、土砂採掘等の制限等を行うことができることとなっている。 一方、砂防指定地の指定については、国土交通大臣(本省)が権限を有しており、都道府県知事は「砂防指定地指定要綱」の指定基準に該当すると認める場合に進達するものとされている。都道府県は進達に当たって、予め砂防事業全体計画に係る構造協議を各地方整備局と行い、国土交通省(本省)に事前協議に向けた書類を提出している。それから都道府県が本省との事前協議の中で、書類修正等の指示を受けて進達を行い、国土交通大臣による指定・告示に至るといった流れになっている。進達に先立つ本省との事前協議は、年3回と限られているため、その時期に間に合わない場合は、進達時期が次回(4ヶ月後)以降に持ち越しとなり、砂防指定地の指定が遅れる大きな要因となっている。 昨今、大雨や地震等の自然災害が頻発・激甚化するなかで、土砂災害の危険を感じている地域住民から、対策工事等への早期着手を求める声があるにも関わらず、砂防指定地の迅速な指定が行えないため、工事に着手できず、事業を通じて住民の安心・安全な暮らしを守るという都道府県の責務を果たす上で、大きな支障が生じている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html
R2	176	09_土木・建築	都道府県	栃木県、福島県、群馬県、新潟県	農林水産省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	地すべり等防止法第3条、地すべり等防止法の施行について	地すべり防止区域の指定を迅速化するための手続等の抜本的見直し	地すべり等防止法第3条に規定される地すべり防止区域について、都道府県知事の進達を受けて主務大臣(農林水産大臣又は国土交通大臣)が行う指定の迅速化を図るため、その手続の方法、事務の執行体制の抜本的な見直しを求める。	都道府県知事は地すべり等防止法に基づき、法定受託事務として地すべり防止工事の施行その他地すべり防止区域の管理や、指定の通知を受けた地すべり防止区域内への標識の設置を行うこととされている。また、地すべり防止区域内において地下水を誘引・停滞させる、大型用排水路を新設する等の行為を行うに当たっては、都道府県知事の許可を受けなければならないとされている。一方、地すべり防止区域の指定については、主務大臣(農林水産大臣又は国土交通大臣)が権限を有しており、都道府県知事は指定の必要がある管内区域について、地すべり指定申請をするものとされている。 例えば、国土交通大臣に対する申請においては、都道府県は予め各地方整備局と事業計画に係る工法協議を行っている。一方、地すべり防止区域の指定に係る事前協議に向けた書類は国土交通省(本省)に提出している。それから都道府県が本省との事前協議の中で、書類修正等の指示を受けて進達を行い、国土交通大臣による指定・告示に至るといった流れになっている。進達に先立つ本省との事前協議は、年3回と限られているため、その時期に間に合わない場合は、進達時期が次回(4ヶ月後)以降に持ち越しとなり、地すべり防止区域の指定が遅れる大きな要因となっている。 昨今、大雨や地震等の自然災害が頻発・激甚化するなかで、土砂災害の危険を感じている地域住民から、地すべり防止工事等への早期着手を求める声があるにも関わらず、地すべり防止区域の迅速な指定が行えないため、工事に着手できず、事業を通じて住民の安心・安全な暮らしを守るという都道府県の責務を果たす上で、大きな支障が生じている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html
R2	177	06_環境・衛生	都道府県	栃木県、群馬県、新潟県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱第9、第10 鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領別記2の第2の1	鳥獣被害防止総合対策交付金における「軽微な変更」の範囲拡大及び交付限度額に関する考え方の見直し	鳥獣被害防止総合対策交付金について、推進事業に要する一定程度の経費配分の変更を「軽微な変更」として取り扱い、国の変更承認を不要とすること。また、鳥獣被害防止都道府県活動支援事業で定められている交付限度額を廃止すること。	鳥獣被害防止総合対策交付金において、推進事業に要する経費配分の変更は金額の如何に関わらず重要な変更として、国の変更承認を要する。本県では、国から変更承認を受けるまでに2ヶ月程度要したことがあり、急遽必要とされた捕獲強化のための機器を迅速に導入できないといった支障が生じた。推進事業費については、都道府県に配分された額の範囲内において、都道府県の裁量によって主体的に各事業への振り分けを行えるようにするべきである。 また、当該交付金の鳥獣被害防止都道府県活動支援事業においては、都道府県が主導して広域捕獲活動等を行っているが、当該事業に割り当てられる限度額が2,300万円と定められている。この限度額によって、鳥獣の出没状況に応じた緊急的な取組を行う必要が生じた際に、経費配分の変更等によって対応しようとしても、必要な捕獲活動を十分に実施することができなくなっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>5【厚生労働省】 (5)児童福祉法(昭22法164) (vii)保育士確保のため、離職等した保育士からの届出を努力義務化することにより、当該保育士の状況を都道府県等が把握できることとする制度の導入については、保育士不足の状況や保育士・保育所支援センター設置運営事業の活用状況、他業種における届出制度の効果等を踏まえて検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					
<p>5【国土交通省】 (1)砂防法(明30法29) 砂防指定地(2条)の指定の手続については、都道府県が管内の土地において砂防工事(1条)等を早急を実施する必要があると判断した場合には、当該指定に係る国土交通大臣との事前協議を随時行うことが可能であることを、都道府県に令和2年度中に通知する。</p>	—	<p>砂防指定地の指定の手続については、都道府県が管内の土地において砂防工事等を早急に実施する必要があると判断した場合には、当該指定に係る国土交通大臣との事前協議を随時行うことが可能であることを旨を通知した。</p>	<p>【国土交通省】令和2年度砂防指定地等に関するヒアリング(第3回)について(依頼)(令和3年1月15日付け国土交通省砂防部砂防計画課砂防管理室事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2.175</p>	<p>国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課</p>
<p>5【農林水産省(10)】【国土交通省(9)】 地すべり等防止法(昭33法30) 地すべり防止区域(3条1項)の指定の手続については、都道府県が管内の土地において地すべり防止工事(2条4項)等を早急に実施する必要があると判断した場合には、当該指定に係る主務大臣との事前協議を随時行うことが可能であることを、都道府県に令和2年度中に通知する。</p>	—	<p>地すべり防止区域の指定手続について、都道府県が急を要すると判断すれば国と随時事前協議が可能であることを旨を通知した。</p>	<p>【農林水産省】地すべり防止区域指定に係る事前協議について(周知)(令和3年1月15日付け農林水産省農村振興局農村政策部鳥獣対策・農村環境課、林野庁森林整備部治山課連名事務連絡) 【国土交通省】令和2年度砂防指定地等に関するヒアリング(第3回)について(依頼)(令和3年1月15日付け国土交通省砂防部砂防計画課砂防管理室事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2.176</p>	<p>国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課 農林水産省農村振興局農村政策部鳥獣対策・農村環境課 林野庁森林整備部治山課</p>
<p>5【農林水産省】 (17)鳥獣被害防止総合対策交付金 鳥獣被害防止総合対策交付金については、令和3年度交付分から以下のとおりとする方向で「鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱」(平20農林水産事務次官)及び「鳥獣被害防止総合対策交付金に係る交付金の配分基準について」(平20農林水産省生産局長)の改正を検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・事業の相互間の経費の額の変更のうち一定のものについては、農林水産大臣の承認が不要な「軽微な変更」とする。</p>	<p><令3> 5【農林水産省】 (22)鳥獣被害防止総合対策交付金 (22)鳥獣被害防止総合対策交付金については、「鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱」(平20農林水産事務次官)及び「鳥獣被害防止総合対策交付金に係る交付金の配分基準について」(平20農林水産省生産局長)を改正し、以下の措置を講ずる。 ・事業の相互間の経費の額の変更のうち一定のものについては、農林水産大臣の承認が不要な「軽微な変更」とする。 [措置済み(令和3年3月30日付け農林水産事務次官通知)]</p>	<p>令和3年3月30日付けで「鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱」を改正し、令和3年度交付分から鳥獣被害防止総合支援事業、鳥獣被害防止都道府県活動支援事業及び鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業の3事業の相互間における3割以内の増減について、農林水産大臣の承認を要しない軽微な変更とすることとした。</p>	<p>【農林水産省】鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱の一部改正について(令和3年3月30日付け農林水産事務次官通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2.177</p>	<p>農林水産省農村振興局鳥獣対策・農村環境課</p>

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R2	178	06_環境・衛生	都道府県	栃木県、福島県、茨城県、群馬県、新潟県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	鳥獣被害防止総合対策交付金の配分基準について	鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業に係る交付額の算定に前々年度の実績を用いることの見直し	鳥獣被害防止総合対策交付金の配分額の算定において、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業に係る前々年度の実績(不用額)については、配分額から減ずることを廃止する又は一定割合以内であれば減じないなど、配分基準を見直すこと。	「鳥獣被害防止総合対策交付金に係る交付金の配分基準について」において、各都道府県への配分額のうち基礎配分については、各都道府県における前々年度の当該交付金等における不用額を上限として減じることができることとされている。当該交付金のうち、鳥獣被害防止総合支援事業や鳥獣被害防止都道府県活動支援事業については、計画的に実施するものであり、事業の進捗管理により不用額を抑えることができるが、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業については、気象災害の影響による生息域の変化、気象変動によるえさ場の変化等により計画通りに捕獲が進まず、想定外の不用額が発生してしまうことがある。このため、前々年度の不測の事態により発生した不用額による減額により、鳥獣による農林水産業等に係る被害の軽減に向けた取組みに支障を来している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html
R2	179	11_その他	都道府県	栃木県	財務省、農林水産省	B 地方に対する規制緩和	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第7条、第22条	財産処分の承認の際に付される国庫補助金相当額の納付の条件の見直し	農林水産省所管の間接補助事業に係る交付要綱等において、財産処分の承認の際に付される国庫補助金相当額の納付の条件を「間接補助事業者から返還があった場合に限り国に納付」することと規定し、財産処分手続において、間接補助事業者から納付がなされなければ、国は都道府県や市町村に対し自己負担をして納付することを求めないこととすること。	国庫補助金を活用して整備された施設については、補助金交付後、補助目的とは異なる目的で使用されたり、勝手に処分されたりすると、補助目的を達成することができなくなるため、当該施設の耐用年数の期間内は、財産処分を行うことが制限され、やむを得ず財産処分を行う場合には、あらかじめ国の承認を受ける必要がある。その際、国は財産処分を承認するに当たり、原則として国庫補助金相当額の納付を条件としている。間接補助事業の場合、財産上の利益を受けるのは国庫補助金を最終消費する間接補助事業者であるため、国から国庫補助金相当額の納付を命じられた場合には、当該間接補助事業者が都道府県や市町村を通じて国に納付すべきところ、現状は、当該間接補助事業者に返済能力がなく、都道府県や市町村に納付されない場合であっても、国は、財産上の利益を受けていない都道府県や市町村に対し、自己負担をして納付させている。本県では、平成17年に国のバイオマスの環づくり交付金を活用し、市町村を通じて事業者に対し、食品廃棄物リサイクル施設の整備に係る交付金を交付した。当該事業者は、自己資金が無かったため、あらかじめ国から補助対象財産に担保権を設定することについて承認を得た上で資金を調達したが、その後、機械の不具合等により操業を停止し、担保権が実行されることとなった。そこで、国から改めて財産処分の承認を受けるよう指示があり「補助金相当額の納付」を条件に承認されたが、当該事業者には返済能力がなく補助金相当額が返納されないにもかかわらず、本県から国へ返納せざるを得なかった事案がある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html
R2	180	03_医療・福祉	都道府県	鳥取県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年3月14日付厚生労働省令第34号)第66条第1項、第2項第1号及び同項第2号	小規模多機能型居宅介護の定員に関する基準の見直し	小規模多機能型居宅介護については、厚生労働省令により、登録定員と1日当たりの利用定員に上限が設けられているが、小規模多機能型居宅介護の普及に向け、登録定員、利用定員を「従うべき基準」から「参酌すべき基準」とする。	小規模多機能型居宅介護は、介護保険制度において、在宅生活を支える中核的なサービス形態の一つであり、平成18年の創設以来、利用ニーズが拡大している。本県としては、要介護者が増加する2040年に向け、地域包括ケアを推進するために、更に拡大していくべきサービスと認識している。ただ、登録定員の上限(29名)があるために、事業規模が小さくならざるを得ず、特に要介護度の低い利用者を抱える事業所において厳しい経営状況にある。また、施設の規模、職員数等によっては、通いと泊まりの1日当たりの利用定員を超えても適切にサービスを提供できる事業所があるにも関わらず、当該定員の上限が設けられているために利用者のニーズに応えられないケースも生じている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>5【農林水産省】 (17)鳥獣被害防止総合対策交付金 鳥獣被害防止総合対策交付金については、令和3年度交付分から以下のとおりとする方向で「鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱」(平20農林水産事務次官)及び「鳥獣被害防止総合対策交付金に係る交付金の配分基準について」(平20農林水産省生産局長)の改正を検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・配分額に前々年度の不用額を反映することについては、気象災害による生息環境の変化その他のやむを得ない事由による場合は行わないこととするなど配分基準を見直す。</p>	<p>< 令3 > 5【農林水産省】 (22)鳥獣被害防止総合対策交付金 鳥獣被害防止総合対策交付金については、「鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱」(平20農林水産事務次官)及び「鳥獣被害防止総合対策交付金に係る交付金の配分基準について」(平20農林水産省生産局長)を改正し、以下の措置を講ずる。 ・配分額に前々年度の不用額を反映することについては、気象災害による生息環境の変化その他のやむを得ない事由による場合は行わないこととするなど配分基準を見直す。 [措置済み(令和3年3月30日付け農林水産省農村振興局長通知)]</p>	<p>令和3年3月30日付けで「鳥獣被害防止総合対策交付金に係る交付金の配分基準について」を改正し、令和3年度から、前々年度の不用額について基礎配分額から控除しないこととした上で、取組内容や実績等に基づき算定するポイント配分額のポイントへ反映することとした(ただし、この場合においても、気象災害による生息環境の変化その他のやむを得ない事由による場合等は反映しないこととした)。</p>	<p>【農林水産省】鳥獣被害防止総合対策交付金に係る交付金の配分基準についての一部改正について(令和3年3月30日付け農林水産省農村振興局長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_178</p>	<p>農林水産省農村振興局鳥獣対策・農村環境課</p>
<p>5【財務省(3)】【農林水産省(9)】 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭30法179) 農林水産省所管の国庫補助事業等により取得した財産の処分については、間接補助事業者等が資金繰りの悪化等により補助対象財産を維持管理することが困難となった場合における補助事業者等に対する国庫納付条件について、関連する司法判断も踏まえて検討し、令和3年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>< 令3 > 5【財務省(3)】【農林水産省(9)】 (10)補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭30法179) 農林水産省所管の国庫補助事業等により取得した財産の処分については、補助事業者等に対し、間接補助事業者等から納付を受けた額の国庫補助金等相当額を国庫納付すること等の条件を付すこととする。 [措置済み(令和3年3月31日付け農林水産省大臣官房参事官(経理)通知)]</p>	<p>令和3年3月31日付けで「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」(平成20年5月23日付け農林水産省大臣官房経理課長通知)を改正し、間接補助事業者等が資金繰りの悪化等により補助対象財産を維持管理することが困難となった場合で、補助事業者等が必要な措置をとったにもかかわらず一部又は全部の国庫納付を受ける可能性が無くなったときは、補助事業者等がそれまでに納付を受けた額の国庫納付をもって、財産処分の承認の条件の履行が完了したものと取り扱うこととした。</p>	<p>【農林水産省】補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準についての一部改正について(令和3年3月31日付け大臣官房参事官(経理)通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_179</p>	<p>農林水産省大臣官房予算課</p>
<p>5【厚生労働省】 (30)介護保険法(平9法123) (vi)指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護の登録定員及び利用定員(78条の4第3項3号、115条の14第3項3号、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平18厚生労働省令34)66条及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平18厚生労働省令36)47条)に係る「従うべき基準」の見直しについては、社会保障審議会の意見を聴いた上で検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>< 令3 > 5【厚生労働省】 (45)介護保険法(平9法123) (vi)指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護の登録定員及び利用定員(78条の4第3項3号、115条の14第3項3号、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平18厚生労働省令34)66条及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平18厚生労働省令36)47条)に係る基準については、「従うべき基準」から「標準」とする。 [措置済み(地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第44号)、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第141号))]</p>	<p>令和2年9月4日、令和2年10月9日、令和2年11月16日に開催された社会保障審議会介護給付費分科会において論点として提示した上で議論した結果、令和2年12月23日に取りまとめられた審議報告において以下のとおり記載された。</p> <p>< 審議報告 > ・令和2年の地方分権改革に関する提案募集における提案を踏まえ、小規模多機能型居宅介護について、地域の特性に応じたサービスの整備・提供を促進する観点から、看護小規模多機能型居宅介護等と同様に、厚生労働省令で定める登録定員及び利用定員の基準を、市町村が条例で定める上での「従うべき基準」(必ず適合しなければならない基準であり、全国一律)から「標準基準」(通常よるべき基準であり、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じて異なる内容を定めることが許容されるもの)に見直す。</p> <p>また、第204回通常国会に介護保険法の改正を含む第11次地方分権一括法案を令和3年3月5日に提出し、令和3年5月19日に成立、令和3年5月26日に公布された(公布の日から起算して3月を経過した日(令和3年8月26日)から施行することとされた。)。</p> <p>法の成立を受けて、令和3年6月25日に開催された社会保障審議会介護給付費分科会において、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年3月14日付厚生労働省令第34号)等の改正案について諮問し、了承する旨の答申がなされた。令和3年6月28日に公示したパブリックコメントを経た上で、当該省令を令和3年8月16日に公布した(令和3年8月26日施行)。</p>	<p>【厚生労働省】「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の公布について(通知)(令和3年5月26日付け厚生労働省老健局長通知) 【厚生労働省】「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令」の公布及び施行について(通知)(令和3年8月19日付け厚生労働省老健局長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_180</p>	<p>厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課</p>